

### ③ 自然との共生

#### 3-1 生物多様性の保全

人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が生息できる空間をつくります。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の環が広がって、人と多様な生物が共生できるようにします。

##### ＜ポケットエコスペース＞

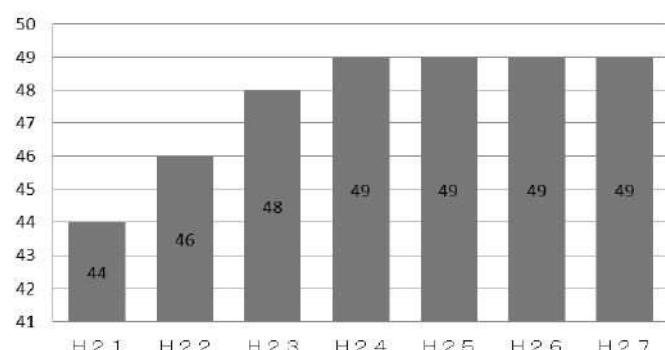
No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
16	ポケットエコスペース設置数	箇所	49	25	49	54	59	49

##### ●ポケットエコスペース整備・維持 重点事業

ポケットエコスペースとは、一般に「ビオトープ」と呼ばれる自然生態系の回復を目的とした施設で、本区では昭和63年に実験池をつくり、その後小規模な「ポケットエコスペース」を小学校や公園等の大規模改修に合わせて整備しています。

ここではさまざまな生物の回帰が観察され、こどもをはじめとする区民の環境学習の場としての活用など、その波及効果が期待されており、その管理は小学校、幼稚園の教諭や児童等のほか、ボランティア団体が行っています。

ポケットエコスペース整備実績



##### Pick up

施設保全課 庶務係



いろいろな生き物が見られます

##### 生物多様性って何？

生物多様性とは、全ての生物に個性があり、それそれがつながりを持って生きていることをいいます。それらがもたらす自然の恵み(食料、空気、水等)は、私たち人間を含む全ての生物にとって生きていくのに欠かせないものです。将来にわたってその恵みを受け継いでいくためには、その価値を認識し自然や生物に配慮した生活を心がけていくことが大切となってきます。

区では、多様な生物が生息できる空間として、ポケットエコスペース(PES)等の整備を進めてきました。これらは、都市の中にある自然や動植物と触れ合える貴重な空間となっています。

## <ボランティア活動支援>

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
17	水と緑に関するボランティア数	人	1,159	25	1,150	—	—	1,163

### ●水と緑に関するボランティア活動支援 重点事業

区民が緑化推進や自然回復を図るためにボランティア組織を結成し活動する場合に、区が活動資材提供などの支援を行っています。「コミュニティガーデン」は、区立公園などの公共緑地で草花を育てることにより、景観の向上を図るとともに、参加者同士の交流を深めることも目的とし、平成28年3月現在、32団体約1,000人が活動しています。また、横十間川親水公園には田んぼがあり、毎年、小学生のいる家族を対象に参加者を募集し「田んぼの学校」を開催しています。他にも「ポケットエコスペース」活動があります。

また、ポケットエコスペースの管理活動や生きもの調査などの知識や技術を習得することを目的に「ネイチャーリーダー講座」を開講しています。

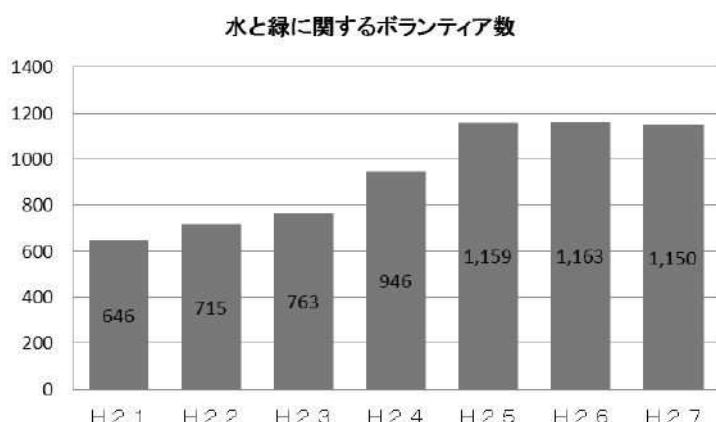


コミュニティガーデン活動団体募集中



無農薬・手作業による昔ながらのお米づくり

(人)



<その他>

### ● 水鳥生息調査

区内の水鳥生息状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

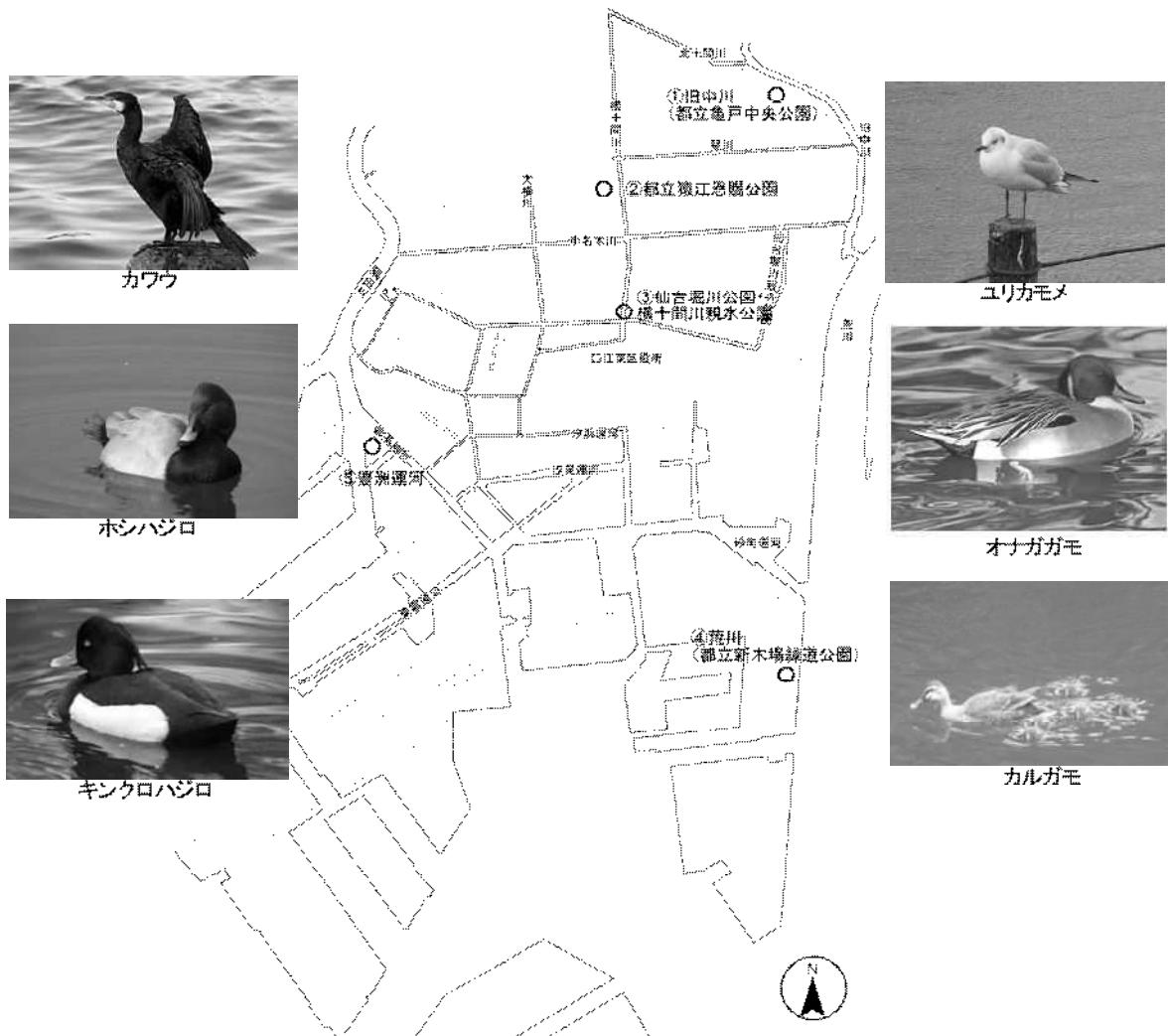
平成 27 年度調査概要

調査期間	調査地点	調査対象及び調査方法
平成 27 年 6、9、12 月 平成 28 年 1、2 月 (年5回)	①旧中川(都立亀戸中央公園) ②都立猿江恩賜公園 ③仙台堀川公園・横十間川親水公園 ④荒川(都立新木場緑道公園) ⑤豊洲運河	<ul style="list-style-type: none"><li>木辺で見られる鳥とし、次の鳥類を対象とする。 カモ目、カイツブリ目、カツオドリ目、ペリカン目、チドリ目</li><li>定点センサス法(④⑤)またはラインセンサス法(①②③)により、種ごとに個体数を計数</li></ul>

平成 27 年度の調査では、5 地点の合計で 6 目 7 科 20 種、年間総個体数 2,509 個体を確認しました。

確認された種の分類群は、カモ目(カモ科 7 種)、カイツブリ目(カイツブリ科 2 種)、カツオドリ目(ウ科 1 種)、ペリカン目(サギ科 4 種)、ツル目(クイナ科 1 種)、チドリ目(シギ科 1 種、カモメ科 4 種)でした。

観察個体数の多かった種は、順にカワウ、ホシハジロ、キンクロハジロ、ユリカモメ、オナガガモとなりました。



### 3-2 公園・緑地の整備

区民の緑に対する愛着と緑を守り育てる心を育み、水と緑のネットワークが形成された、緑の中の都市を実現します。

#### <CITY IN THE GREEN 公共緑化事業> (再掲) 重点事業

No.	管理指標	単位	基準値		実績		目標値		(参考) 26年度
			数値	年度	27年度	31年度	36年度		
18	区民1人当たり公園面積	m <sup>2</sup> /人	8.60	26	8.43	10	10	8.6	
19	緑被率(再掲)	%	19.93	24	19.93 (H24)	22	—	19.93 (H24)	
20	緑視率	%	15.4	25	15.4 (H25)	22	—	15.4 (H25)	
㉑	街路樹本数	本	13,340	25	15,329	18,000	—	14,425	
22	区民、事業者による新たな緑化面積 (再掲)	m <sup>2</sup>	66,561	25	57,704	—	—	102,435	
23	区立施設における新たな緑化面積 (再掲)	m <sup>2</sup>	4,086	25	7,332	—	—	1,628	

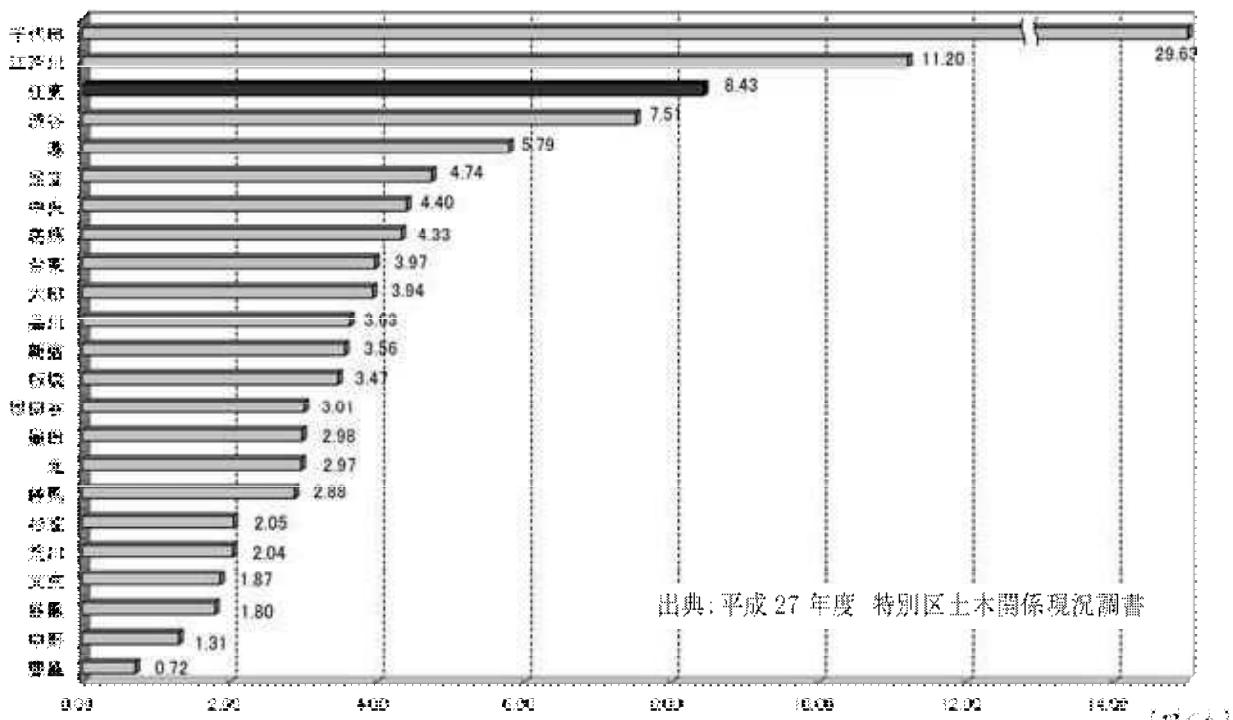
#### ●区民1人当たりの公園面積の拡大

現在江東区内には、区立公園166か所、区立児童遊園91か所、都立公園7か所、海上公園17か所、国営公園1か所の合計282か所の公園・児童遊園があります。

計画に基づき、老朽化した公園・児童遊園に新しい機能を盛り込んだ改修を行ったり、新たに公園を整備するなどして、区民1人当たりの公園面積について「10m<sup>2</sup>/人」を目指しています。

これは、東京23区の比較でも、極めて高い水準の目標設定として位置付けられます。

東京23区における「区民1人当たりに占める公園面積(公園+児童遊園)」の比較



## ● 区立公園の改修 重点事業

老朽化した公園・児童遊園に新しい機能を盛り込み整備を行っています。改修にあたっては、地域に求められていることや、自然との共生など社会的要請を踏まえ、整備を進めています。

## ● 「街路樹充実計画」の推進

水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成を目指して、平成20年に東京都第五建設事務所と「江東区街路樹充実連絡会」を設置し、平成22年「江東区内における街路樹充実計画」を取りまとめました。

本計画は、植栽の目標値、植栽パターン、住民参加による維持管理のあり方、樹種選定の考え方など、江東区内における街路樹充実の基本的な方向性を示したもので、この計画に基づき、江東区と東京都第五建設事務所では街路樹の豊かな育成・管理につとめ、街路樹を増やす工事を行っています。

街路樹の種類はさまざま、幅員の広さや樹木の統一感など、現場条件を考慮しながら選定しています。

街路樹は道路に緑陰をつくるだけでなく、騒音の緩和、ヒートアイランド現象の抑制などさまざまな効果を発揮するため、今後も道路の緑化に努めてまいります。



街路樹充実工事前

街路樹充実工事后

### Pick up

河川公園課 工事係



北砂水上公園

### 生物多様性に貢献した公園植栽

老朽化した区立公園の改修工事にあわせて、近年課題となる生物多様性に配慮した植栽を行いました。周辺の主な緑地における鳥類、昆虫類の生息情報を収集することで、生物の生息空間に貢献できる樹種を選定しています。

今後も生物多様性に配慮した植栽を行い、生物多様性の保全・回復に貢献していきます。

## ●公園樹・街路樹の管理に伴う「緑のリサイクル」

緑のリサイクル事業は、公園や街路樹等から発生する剪定枝をチップ化・堆肥化し、植栽地の土壤改良材として利用することによりゴミの排出抑制を図り、資源の地域循環を目指す事業です。

リサイクル堆肥は、東京湾に造成中の「海の森」へ提供する一方、東京都に特殊肥料の登録を行い（平成21年度）、『水彩堆肥 つちひめ』と名づけ、学校・幼稚園・保育園・福祉会館で活用するほか、区民農園や公園工事等の土壤改良材などに利用しています。

また、一般の方にもリサイクル事業に関心をもっていただきため、平成27年度は江東区環境フェアやリバーフェスタ江東といったイベントで計583袋を無償配布しました。

剪定枝はチップ化・堆肥化する以外にも、樹名板として活用するほか、工作材料としてイベントや幼稚園などへの提供もおこなっています。

海の森へのリサイクル堆肥供給量

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
供給量 (m <sup>3</sup> )	925	1,500	1,500	337	1,500	378	301	612

### Pick up

管理課 CIG 推進係



コンテナガーデンの写真

### ベランダガーデニング講座

ベランダガーデニング講座とは、「江東区C.I.Gビジョン」に基づき、みどりに親しみ、みどりを育むライフスタイルを定着させることを目指し、地域での緑化活動やコミュニティ形成活動をはじめることができる人材を育てる講座です。年4回シリーズで講座を開催し、テーマはキッチンガーデン、ハーブ、コンテナガーデン、果樹など多様なものとなっています。

開催につきましては、区報及び区のホームページでお知らせします。

### 3-3 水辺環境の整備

水辺の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道\*」を確保します。また、区民が豊かな水辺に誇りと親しみを感じるとともに、多様な生物との触れ合いを楽しめるようにします。

\*「風の道」…市街地への空気の進入経路を意味します。流入する空気が冷涼の場合、市街地の温度上昇の緩和が期待されます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績		目標値		(参考) 26年度
			数値	年度	27年度	31年度	36年度		
②4	水辺の散歩道整備状況 *1	m	19,231	25	20,428	20,221	21,571	19,468	
②5	潮風の散歩道整備状況 *2	m	7,866	25	8,380	9,426	10,516	8,340	

\*1 水辺の散歩道…河川の耐震護岸を緑化して河川並木を整備し、遊歩道として開放します。

\*2 潮風の散歩道…運河の護岸の上部を整備し、遊歩道として開放します。

#### ●水辺・潮風の散歩道の整備

重点事業

区内の水辺・潮風の散歩道の整備することで、計画に基づいて緑を育成し、身近な水辺空間の充実を図るとともに、緑の連続した「風の道」を創出します。



水辺の散歩道（小名木川）



潮風の散歩道（豊洲運河）



江東区  
環境学習情報館キャラクター  
「げったくん」

## ④ 環境に配慮した快適なまちづくりの推進

### 4-1 低炭素まちづくりの推進

地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーが有効活用されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルを形成します。

#### ●低炭素まちづくりの推進 重点事業

区の「低炭素まちづくり計画」である「豊洲グリーン・エコアイランド構想」に基づき、事業者等との連携・協働により、環境に配慮したまちづくりの実現を目指します。

#### 豊洲グリーン・エコアイランド構想の推進

豊洲地区（豊洲五丁目の一部及び豊洲六丁目全域）では、豊洲市場の整備や民間事業者による大規模開発などが進められています。

江東区では、区民の環境意識の高まりや環境施策への取り組みの社会的要請、災害への対応、豊洲地区の新たなイメージの確立など社会的背景を受け、官民が連携・協働して、環境に最大限配慮したまちづくりの実現を目指すため、概ね15年後の姿を展望する『豊洲グリーン・エコアイランド構想』を、平成23年6月に策定しました。

また、平成24年12月『都市の低炭素化の促進に関する法律』<sup>\*1</sup>の施行を受け、法律が区市町村に策定を求める『低炭素まちづくり計画』<sup>\*2</sup>として、平成25年10月に同構想を改訂し、法定計画となりました。



##### 基本目標

- 東京の持続的発展を支える環境先端拠点の形成
- 地区特性を最大限に生かした環境まちづくり

##### 基本方針

- 自然の力（水・緑・光・風）を最大限に生かすとともに、新たな環境技術に挑戦
- まちづくりと一体となり、安全で低炭素な社会を構築
- 様々な人々が環境を学び、実践できるエコアイランドの実現

官と民が連携・協働してまちづくりを展開

- 環境まちづくりを貫く「6つの視点」
- 視点1 緑環境
  - 視点2 水域環境
  - 視点3 環境技術
  - 視点4 環境交通
  - 視点5 安全安心
  - 視点6 エリアマネジメント

- 防災まちづくり
- 防災対策

#### 「豊洲グリーン・エコアイランド構想」の全体像

##### ※1 都市の低炭素化の促進に関する法律

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を定めるとともに、区市町村における低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置等を促進することにより、都市の低炭素化を図る法律。

##### ※2 低炭素まちづくり計画

都市の低炭素化に向けた取り組みを後押しし、また、民間投資を促進するため、区市町村が目指す具体的な取り組みを示す計画。

## ● 臨海部コミュニティサイクル実証実験

『豊洲グリーン・エコアイランド構想』に掲げる「環境と人にやさしいエコモビリティの導入」の実現に向け、平成24年11月から「江東区臨海部コミュニティサイクル実証実験」を行っています。

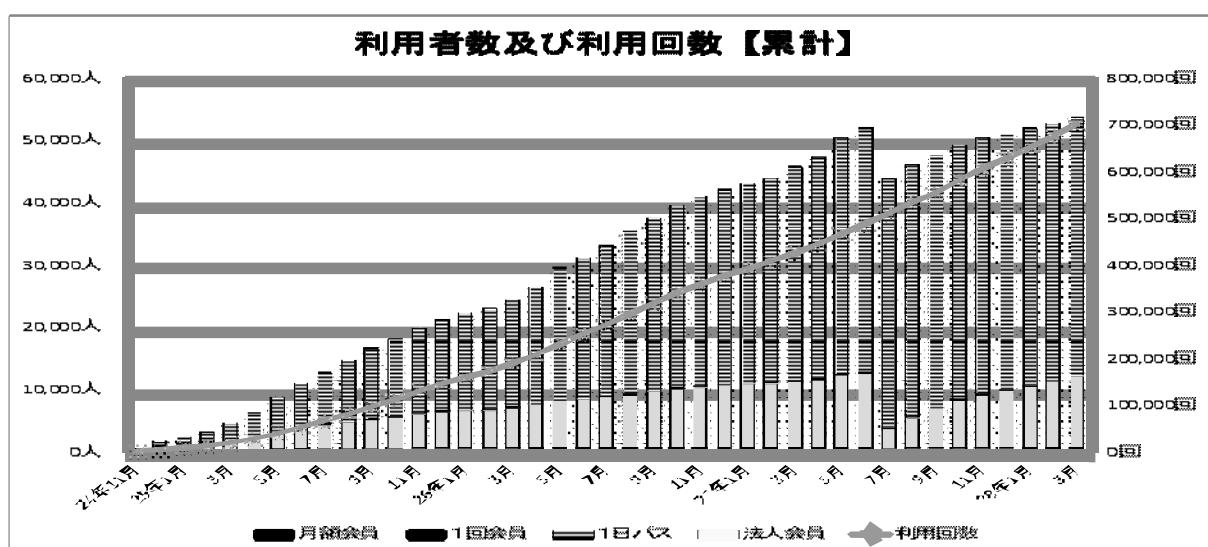
コミュニティサイクルは、一定の地域内に複数配置されたサイクルポート(専用駐輪施設)で自由に貸出・返却することが可能な自転車共同利用のしくみで、従来のレンタサイクルとは異なり借りた場所と違う場所で返せることや短時間での使用を前提とした料金設定等、移動利便性の向上やまちの回遊性を向上させます。

また、自動車利用からの転換を促すことによってCO<sub>2</sub>排出量の削減効果も期待できます。

この実証実験では豊洲地区をはじめ東雲・有明・青海などに29ポート(平成28年3月末)を設置し住民のみならず就業者や観光客など様々な方に利用されています。



電動アシスト付自転車



## コミュニティサイクルの豆知識

### Q コミュニティサイクルはレンタルサイクルとどう違うのですか？

A レンタルサイクルは、半日や一日の一定額長時間利用を基本として、借りた場所で返さなければなりませんが、コミュニティサイクルは従来課金制で短時間利用を基本としており、複数あるサイクルポートのどこかで借りてどこでも返してもいいのです。

### Q 自転車が借りたいのにサイクルポートがなかったり、返したいのに一杯だったりすることはありますか？

A 利用時間帯や個別サイクルポートのニーズによって、自転車の配置に偏りが生じます。このため、専属の「自転車再配置」チームが、自転車配置状況を監視しながら区域内を巡回し、ポート間の自転車偏在を解消しています。

### Q 事故や盗難にあった場合はどうなりますか？

A 事故に遭った場合、事業者側で加入している保険が適用されるため、利用者は適切な補償を受けることができます。盗難にあった場合は運営事業者側で対応します。  
(電動アシスト自転車に搭載されているGPSを用いて追跡を行います)



東雲水辺公園ポート



パレットタウン乗船場ポート

### Pick up

#### まちづくり推進課



サイクルポートの様子  
(青海客船ターミナルポート)

#### 他区との相互乗り入れ実験を開始しました

平成27年7月に電動アシスト車両の導入を行いました。同時に利用料金の改定も行いましたが、大きな混乱もなく、順調に利用を伸びています。新規ポートも順次開設し、合計350台(平成28年3月末日現在)の自転車が、平日休日を問わず臨海部を走っている姿を目指します。

平成28年2月には、江東区を含む近隣4区で相互乗り入れ実験を開始しました。このことにより利用者の利便性向上や、より一層の環境負荷低減を目指します。

## 4-2 景観・美観の向上

江東区固有の歴史的・文化的な景観の保全が図られ、計画的な都市形成による景観との調和が保たれるとともに、快適な生活環境を守ります。

### ＜景観計画の届出制度＞

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
26	景観計画届出敷地面積の割合	%	68.7	25	75.4	—	—	72.1

### ● 都市景観形成促進事業

江東区は、平成20年度に景観法に基づく、景観行政団体となり、良好な景観形成を促進するため、「江東区景観計画」を策定、また「江東区都市景観条例」を景観法に基づく条例に改正し、美しい都市景観の形成に積極的に取り組んでいます。

平成25年度には景観計画を改定し新たな景観重点地区を追加、平成26年度には集合住宅に対する新しい景観形成基準を追加しました。

この条例や景観計画に基づき、一定規模以上の建築物の建築や工作物を設置する場合（ただし、重点地区内では建築物は規模に関わらず届出が必要）などには、建築確認等に先立ち、景観計画を事前に届け出ていただることになります。建築物等の設計にあたって、まちなみを意識した景観への配慮の検討を行っていただいております。

### ＜環境美化対策＞

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度	
			数値	年度		27年度	31年度		
27	アダプトプログラム	参加団体数	団体	101	25	123	129	144	115
		参加者数	人	2,883	25	3,448	3,225	3,600	2,998
28	一斉清掃	参加団体数	団体	546	25	381	558	572	498
		参加者数	人	35,133	25	24,039	38,655	39,624	32,609

### ● 江東区アダプトプログラム（こうとうまち美化応援隊）の推進

重点事業

「アダプト」とは、「養子にする」という英語です。「江東区アダプトプログラム」は、区民等で組織された団体が区道、区立公園等の一定の地域を養子に見立て、里親が我が子を想うような愛情を持って定期的に清掃するボランティア活動を、本区が支援する制度です。支援の内容は、清掃用具の貸与やごみ袋の提供、区ホームページを利用した活動団体の紹介などです。平成27年度からは、より多くの方が参加できるよう、新たに年数回程度の活動でも参加できる「わがまち江東・私もアダプト」をスタート、さらに、より親しみを感じていただけるよう、愛称「こうとうまち美化応援隊」を決定しました。

#### 【アダプトプログラムの平成27年度実績】

アダプトプログラム	活動頻度	平成27年度末参加団体数	
わがまち江東きれいに活動	週1回程度	40団体	
わがまち江東・月いちアダプト	月1回程度	79団体	計123団体 (3,448人)
わがまち江東・私もアダプト	年数回程度	4団体	

## ●みんなでまちをきれいにする運動（一斉清掃）

江東区では、まちの美化活動の一環として、区民や事業者の皆様と協力し、道路や公園などを一斉に清掃する「みんなでまちをきれいにする運動（一斉清掃）」を、春と秋に実施しています。区では、清掃用具等の提供、収集されたごみの運搬をいたします。

平成27年度は、春280団体、秋101団体、計381団体（24,039人）が参加しました。

### <放置自転車対策>

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
29	駅周辺の放置自転車数*	台	1,874	25	1,405	1,510	1,380	1,627
30	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290	25	22,427	22,910	24,020	20,370

\*毎年10月のうち、任意の1日（晴天の平日）に実施される駅周辺の放置自転車等の台数調査結果より

## ●自転車駐車場の整備 重点事業

区内の鉄道駅周辺に自転車・原動機付自転車の駐車場を整備します。自転車駐車場の整備は、自転車利用を促進し自家用車からのCO<sub>2</sub>排出量削減に貢献するとともに、放置自転車の減少によるまちの美化にもつながります。現在、南部地域の開発に合わせた駅周辺の自転車駐車場整備について、重点的に取り組んでいます。

## ● 放置自転車の撤去

放置自転車は町の美観を損なうだけでなく、歩行者や緊急車両の通行を妨げ、時には大きな事故につながります。

区では駅周辺の20か所を放置禁止区域に指定し、計画的に巡回しています。そして放置されている自転車、原動機付自転車に警告の札をつけて、その後に撤去を行っています。放置禁止区域の撤去は土日や夜間も含め、連日行われています。

放置禁止区域の他にも区民の方からの連絡を受けて自転車の撤去を行っています。放置禁止区域内では、その日のうちにすぐ撤去していますが、放置禁止区域以外での撤去は警告から3日経過してから撤去を行っています。平成27年度は20,208台もの自転車や原動機付自転車を撤去しました。

いくら自転車がCO<sub>2</sub>排出量削減に貢献するエコな乗り物でも、無秩序に利用され、その結果撤去されるようでは、放置自転車を運搬するトラックがCO<sub>2</sub>を排出することになり、本末転倒です。放置自転車は絶対にやめて、自転車駐車場を利用するようにしましょう。

### Pick up

交通対策課自転車対策係



放置自転車はやめましょう

### 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

毎年10月頃に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。鉄道業者や警察署の方々と協力して、放置自転車をやめ、自転車駐車場を活用するよう呼び掛けています。

平成27年度は豊洲駅でたばこの吸い殻のポイ捨て禁止等駅周辺の美化についても呼びかけました。

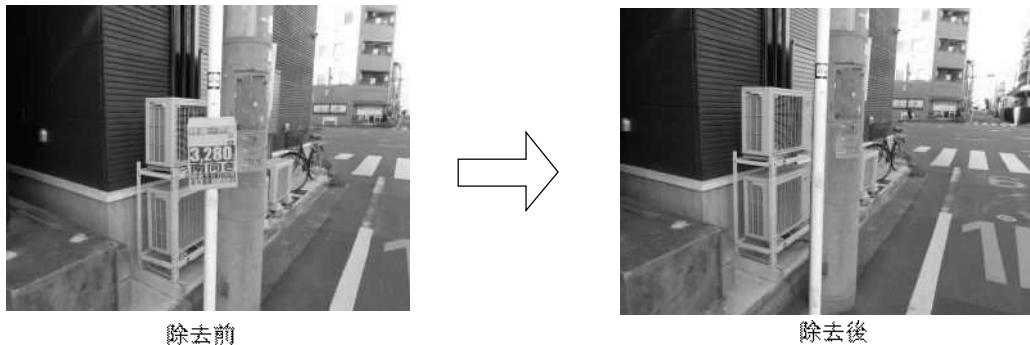
江東区観光キャラクターのコトミちゃんも駆けつけてくれ、一緒に駅の美化について呼びかけました。

<その他>

### ● 違反屋外広告物除却事業

良好な景観の形成及び風致の維持、公衆への危険防止を目的として、道路等に違法に掲出されたはり紙の除却を、日常のパトロールに加え、業務委託の活用やボランティア団体の協力により実施しています。

平成27年度は、19,306枚のはり紙を除却しました。



### ● 荒川クリーンエイド事業

NPO 法人荒川クリーンエイドフォーラム主催による荒川の一斉清掃活動を実施しています。荒川のゴミを調べながら拾うことを通じて、自然環境の回復と荒川に集い思いを寄せる人々の交流を目的として、1994 年から活動が始まりました。市民団体をはじめ地元自治体や小中学校他、多くの企業が社会貢献活動として参加しており、それぞれの団体が実施会場を持ち、参加者を募ってクリーンエイド（ゴミ拾いとゴミ調査）を実施しています。

#### 【参加人数実績】

平成27年度 63名（施設保全課主催）



平成 27 年度 荒川クリーンエイドの様子

### Pick up

環境保全課環境美化係



### 歩行喫煙等の防止

区では、平成21年7月1日に「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。これにより、以前から禁止していたポイ捨てに加え、歩きタバコ（自転車等による移動中を含む）も区内全域で禁止となりました。条例の周知のため、区内約1,000カ所に路面標示シートや看板の設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による条例違反者への注意・指導を行っています。

## ⑤ 安全・安心な生活環境の確保

### 5-1 大気環境汚染防止対策の推進

区民・事業者・区が大気汚染防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、きれいな空気を共有できる快適な生活環境を実現します。

#### <大気監視指導> **重点事業**

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
31	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) <sup>*1</sup>	ppm	0.048	25	0.043	0.06以下	0.06以下	0.045
32	浮遊粒子状物質(SPM) <sup>*2</sup>	mg/m <sup>3</sup>	0.064	25	0.053	0.1以下	0.1以下	0.062
33	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) <sup>*3</sup>	ppm	0.005	25	0.005	0.04以下	0.04以下	0.006
34	光化学オキシダント(O <sub>x</sub> ) <sup>*4</sup>	発令日数	5	25	2	0	0	2

ppm = parts per million : 微量に含まれる物質の割合を表す単位で、100万分の1を意味する。

\*1 二酸化窒素は年間98%値<sup>\*</sup>の3局平均値

\*2 浮遊粒子状物質は年間2%除外値<sup>\*</sup>の3局平均値

\*3 二酸化硫黄は年間2%除外値<sup>\*</sup>(東陽局のみで測定)

\*4 光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについては、光化学スモッグ注意報の発令日数を管理指標の単位とする。

\* 年間98%値、年間2%除外値

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値が年間98%値、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値が年間2%除外値。

#### ●大気監視指導

区内3地点(東陽・豊洲・亀戸)に、一般環境大気測定局を設置して、常時、大気中の汚染物質を測定しています。

大気測定項目のうち、「二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)」、「浮遊粒子状物質(SPM)」及び「二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)」については、それぞれの環境基準値を下回ることを目標とするほか、「光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)」については、光化学スモッグ注意報が発令されないことを目標としています。

<その他>

### ● アスベスト（石綿）対策

年1回、アスベストによる大気汚染の状況を把握するための調査を実施するとともに、飛散防止のため建築物の解体工事等の際に事業者に届出を求めるほか、電話相談の実施や除去工事等に対する融資あつせん制度の運営等、総合的な対策を講じています。

#### 一般環境のアスベスト調査

WHO（世界保健機関）によると、世界の都市部の一般環境のアスベスト濃度は1~10本/L程度で、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされています。本区の調査結果はこの数値を大きく下回っており、問題となる濃度ではないものと考えられます。

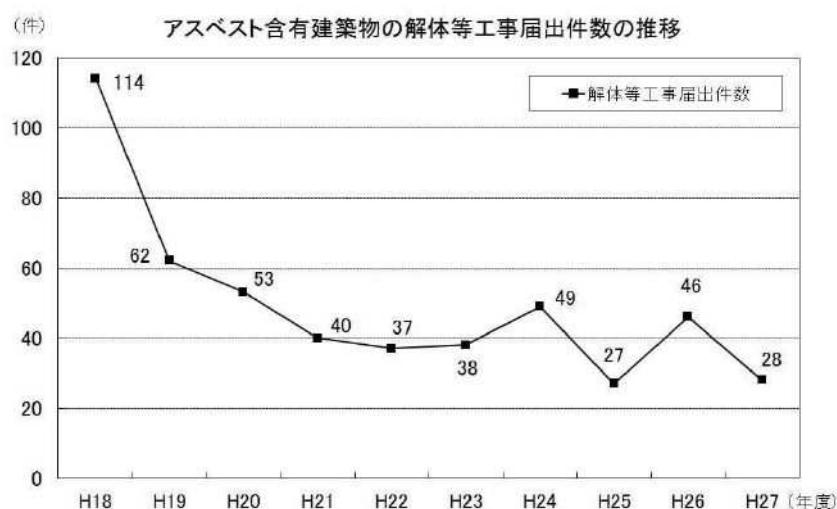
調査地点 (一般環境大気測定局付近の3地点)	平成27年度調査結果(3日間平均)	備考
東陽測定局（区庁舎）	0.056本/L未満	・調査方法は、環境省「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」に基づく
亀戸測定局（青少年センター）	0.056本/L未満	・一般環境のアスベスト濃度に環境基準はありません
豊洲測定局（深川第五中学校）	0.056本/L未満	

#### アスベスト含有建築物の解体等工事

吹き付け材や保温材等にアスベストが使用されている建築物や工作物を解体する際に、大気中にアスベストが飛散するおそれがあります。

解体する建築物や工作物でアスベストの使用が確認された場合には、アスベスト関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止を図るように、解体事業者を指導しています。

また、解体等工事の着工前には、近隣住民へ工事内容を十分説明し、理解を得るようにも求めています。



## その他のアスベスト対策の内容

対策項目 担当 連絡先	内 容
江東区アスベスト対策連絡会議 環境保全課指導係 Tel3647-6147	区民の不安を解消し、健康と安全を確保するための緊急対策に全庁的に取り組むため、平成17年から設置、年1回の開催
作業等従事者の相談窓口 亀戸労働基準監督署(厚生労働省) ①安全衛生課 Tel3637-8131 ②労災課 Tel3637-8132	① アスベストによる健康被害の防止に関する総合的な相談等 ② アスベストによる健康被害の救済に関する法律に係る請求、相談等
融資あっせん制度等	アスベストの除去工事を行う個人や中小企業等の支援を目的に、平成17年より融資・あっせん制度を整備
① 個人住宅向け融資あっせん 住宅課住宅指導係 Tel3647-9473	住宅修築資金融資あっせんの対象とし、利子補給の特例を適用
② 中小企業向け融資あっせん 経済課融資相談係 Tel3647-2331	環境保全対策資金融資あっせんの対象とし、利子補給の特例を適用
③ マンション共用部分に関する支援 住宅課住宅指導係 Tel3647-9473	住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォームローンの借り受けが認められた管理組合等に対し、利子を補給
無料健康相談の実施 城東保健相談所 Tel3637-6521 深川保健相談所 Tel3641-1181 深川南部保健相談所 Tel5632-2291 城東南部保健相談所 Tel5606-5001	保健相談所でアスベストの電話相談を実施
アスベスト含有建築物の解体等工事について 環境保全課指導係 Tel3647-6147	大気汚染防止法・東京都環境確保条例に基づく、アスベスト使用建築物解体工事等届出の対応
民間建築物に対する調査 建築課建築係 Tel3647-9743	昭和30~60年代に建築された概ね1,000m <sup>2</sup> 以上の建物について、露出された吹き付けアスベストの使用の有無を調査
区内建築物のアスベスト分析 調査費助成 環境保全課指導係 Tel3647-6147	アスベスト含有の可能性のある吹き付け材または保温材等が使用されている区内の建築物について、専門機関によるアスベスト分析調査費用を助成
アスベスト健康被害救済制度 保健所健康推進課公害保健係 Tel3647-9564	アスベストによる健康被害を受けた方やそのご遺族の方で、労災補償の対象となる方々に対し、認定の申請や給付の請求を受付

## ● その他の大気汚染調査・対策

管理指標項目以外にも、区内のさまざまな地点や対象について、毎年調査や対策を実施しています。

その他の大気汚染調査・対策状況

調査名	頻度	地点・対象	項目	平成 27 年度調査結果
交差点等 自動車排出ガス調査	年2回	区内主要交差点等 1回5地点(年間 10 地点)	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	二酸化窒素につき、日平均値が環境基準である 0.06 ppm を超えた日数が1日
臨海部 二酸化窒素簡易調査	年1回	青海・有明地区の 10 地点 及び江東区役所	二酸化窒素	青海・有明地区は江東区役所よりも濃度が高い傾向
ばい煙調査	年1回	ばい煙発生施設を有する 事業所 平成 27 年度は 3事業所4施設	ばいじん、硫黄酸化物 窒素酸化物、塩化水素	1施設においてばいじんが規制基準を超過したが、指導により改善
燃料調査	年1回	平成 27 年度は 区内の4事業所	工場で使用している重油中の硫黄含有率	調査対象全事業所において基準値に適合
くん蒸事業所調査	年1回	食物のくん蒸場	くん蒸作業の実施状況	実施事業所数 2事業所
光化学スモッグ対策	4月～ 10月	東京都環境局による区東部への注意報等の発令時には「江東区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」に基づき注意を呼びかける		
冬期自動車 排出ガス対策	11月～ 1月	大気中の汚染物質の濃度が高まる冬期を中心に、事業者・区民へアイドリング・ストップ等を呼びかける啓発活動を実施		
化学物質の適正管理	年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都環境確保条例は、一定量を超える適正管理化学物質を取り扱う工場及び指定作業場の設置者に、事業所ごとに当該適正管理化学物質の使用量等を把握し、報告することを義務付ける</li> <li>・ 平成 27 年度届出件数           <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適正管理化学物質の使用量等報告書： 89 件 (前年度に取り扱う適正管理化学物質の量が 100kg 以上の者が対象)</li> <li>◇ 化学物質管理办法書： 4 件 (上記報告者のうち、従業員数 21 人以上が対象)</li> </ul> </li> </ul>		

\* 大気中のベンゼン調査は別掲



江東区  
環境学習情報館キャラクター  
「ケロぞうくん」

## 5-2 水環境の保全の推進

水のきれいな河川や運河に囲まれ、人々が水辺に集い、語らい、散策するなど、活気とうるおいに満ちたまちを実現します。

### <水質監視指導> **重点事業**

No.	管理指標	単位	基準値		実績		目標値		(参考) 26年度
			数値	年度	27年度	31年度	36年度		
35	河川BODの環境基準適合率 *1	%	100	25	100	100	100	100	100
36	DOの環境基準適合率 *2	%	60	25	82	100	100	50	
37	海域CODの環境基準適合率 *3	%	75	25	100	100	100	92	

\*1 BOD=Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量

\*2 DO =Dissolved Oxygen : 溶存酸素

\*3 COD=Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量

### ●水質監視指導

区内河川12地点、海域3地点において、年4回水質調査を実施しています。

水質調査の測定項目のうち、河川では「BOD」について、河川及び海域では「DO」について、海域では「COD」について、各々の測定値が環境基準値に適合することを目指しています。

\* 環境基準適合率 = ( 環境基準適合測定数 / 総測定数 ) × 100

### <その他>

### ● 他の水質調査

管理指標の項目以外にも、区内のさまざまな地点や対象について、毎年調査を実施しています。

#### その他の水質調査状況

調査名	頻度	地点・対象	項目	平成27年度調査結果
河川底質(ヘドロ)調査	年1回	区内10地点を隔年で5地点ずつ	水銀、PCB 六価クロム等	水銀・PCB: 基準値以下 六価クロム: 検出なし その他: 高濃度の検出なし
事業所排水調査	年2回	延べ4事業所	全窒素、全りん、六価クロム等	全ての項目で基準値以下
地下水調査	年1回	区内井戸定期観測4地点	トリクロロエチレン等	全ての項目で基準値以下

\* 水質・底質のダイオキシン類調査は別掲

### ●江東区雨水流出抑制対策の推進 → 66 ページ参照

## 河川水質調查地點圖



## Pick up

環境保全課 調查係

隅田川水系浄化対策連絡協議会



隅田川（永代橋より）

本会議は、隅田川とその水系各支川（新河岸川、白子川、石神井川）の水質浄化を、流域関係区が相互に協力して広域的に推進していくため、昭和53年に発足しました。

現在、関係9区（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区）によって運営されており、隅田川水系の合同水質調査や合同視察会を実施しています。

### 5-3 騒音・振動等の公害対策の推進

区民一人ひとりが公害防止について自覚するとともに、日常生活や事業活動において周辺環境に配慮した行動を実行し、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境を実現します。

<騒音・振動>

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
38	道路交通騒音の環境基準達成率	昼間	%	75	25	65	100	100
		夜間	%	60	25	35	100	50

#### ● 道路交通騒音・振動調査 重点事業

本区では幹線道路を中心に区内 20 地点の道路交通騒音・振動調査を毎年実施しています。

このうち、平成 27 年度の道路交通騒音調査では、昼間 7 地点、夜間 13 地点で環境基準（昼間：70dB、夜間：65dB）を達成しませんでした。

今後も国や都と連携し、道路の低騒音舗装化、防音壁の設置等の対策を進めます。

\* 環境基準達成率 = ( 環境基準達成測定地点数 / 総測定地点数 ) × 100

#### ● 自動車騒音の状況の常時監視

騒音規制法第 18 条に基づき、自動車交通騒音が支配的な道路に面する地点で、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価を行うものです。

常時監視調査の環境基準達成状況

年度	道路通称名	測定地点	評価区間延長 *1 (km)	戸数達成率 *2	
				昼間	夜間
H27	丸八通り	北砂 7-5	4.0	99.0	91.8
	清州橋通り	扇橋 1-12	5.2	99.7	99.2
	区道	辰巳 1-3	0.7	99.9	99.6
	区道	潮見 1-29	0.9	100	100
	区道	塩浜 1-5	1.5	100	100
	区道	塩浜 2-24	1.9	98.2	91.9

\* 1 評価区間延長 = 評価を行った道路区間の始点から終点までの距離

\* 2 戸数達成率 = ( 環境基準を達成した住居等の戸数 / 評価区間の総戸数 ) × 100

## ＜騒音規制法、振動規制法に基づく届出制度＞

### ● 特定施設

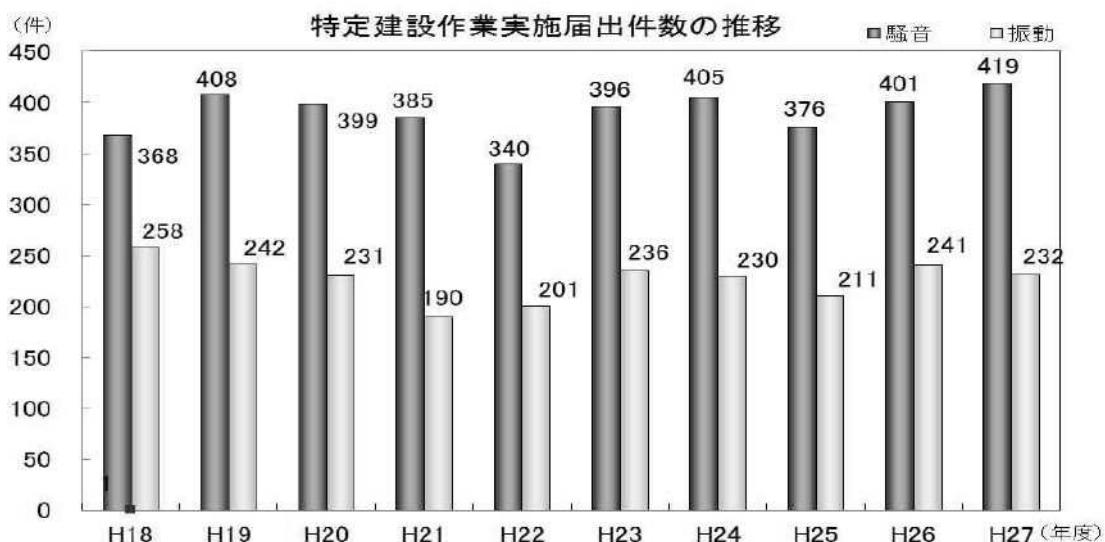
著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」とし、これを設置する工場や事業場を「特定工場等」として規制しています。「特定施設」を設置する者は、規制基準の遵守及び設置・変更の際には事前に届出を行わなくてはなりません。

### ● 特定建設作業等

騒音・振動が特に著しい建設作業を「特定建設作業」とし、その騒音・振動を規制しています。該当する建設作業の施工業者は、その作業内容等について、作業開始の7日前まで（作業開始日は含まない）に届出を行うことが義務付けられています。

平成27年度の特定建設作業の届出数は、騒音がやや増加し、振動はほぼ横ばいです。特定建設作業のうち最も多いのは「削岩機（ブレーカー）」を使用する作業であり、騒音規制法では92%、振動規制法でも89%を占めています。

特定建設作業の届出を受理する際には、騒音等を未然に防止するため、低騒音・低振動型の建設機械の使用、工事時間帯や工法の変更、周辺住民への説明の徹底等を施工業者等へ指導しています。また苦情が発生した場合には、適切な対応をとるようにも業者を指導しています。



### ● 指定建設作業及びその他の建設作業

「特定建設作業」以外の騒音・振動の著しい建設作業についても「指定建設作業」として東京都環境確保条例により規制しています。「特定建設作業」「指定建設作業」以外は、いわゆる「その他の建設作業」となり騒音・振動の規制はされていません。「指定建設作業」と「その他の建設作業」には、区への届出義務はありません。

<その他>

## ● 近隣・生活騒音防止の啓発 重点事業

身近で発生する騒音や振動に関する苦情が区に寄せられています。

平成27年度発生源別の相談・苦情件数では、建設作業がほぼ半数を占めています。(75ページ参照)

原因として、施工業者における周辺住民への説明不足が多く、区では作業前に工事内容を周知するよう指導しています。

また、飲食店・喫茶店からのカラオケや、一般家庭の日常生活の中で発生する騒音や振動も苦情として寄せられており、近年では、マンションなど集合住宅での苦情が目立っています。

日常生活で必然的に発生する騒音は、音の種類、音の出る時間や場所などいつも同じではなく、また、音に対する感じ方の個人差、プライバシーの問題もあり、解決は容易ではありません。お互いの気配り、他人への思いやり、誠意をもって話し合う姿勢が苦情解決への有効な手段となります。法令などによる規制だけではなく、生活のマナーやモラル、近所との円滑な人間関係やコミュニケーションが解決につながる道となります。

区では、近隣騒音防止のため、事業者向けには「飲食店・喫茶店を営業しているみなさんへ」、住民向けには「近隣・生活騒音を減らすために」等のパンフレットを窓口等で配布しています。

### Pick up

環境保全課 指導係

#### 騒音について

騒音の目安		単位：デシベル（dB）
120		飛行機のエンジンの近く
110		空調機のブリックコン (10m)
100		車の運転音のカーテン下
80		大音による騒音、轟音
80		建物の騒音
70		走行中の車、運転音
60		車の走行音、運転音
50		他の人の会話声
40		静かな会話、囁き声

騒音は最も身近な公害の一つで、発生源からの影響範囲が限られるため、ほとんどが局地的な公害です。また、音に対する感じ方には個人差があり、自分が快適でも人には迷惑ということもあります。多くの人が騒音と感じる音には、「概して大きい音」、「休養や睡眠を妨げる音」、「勉強や事務の能率を妨げる音」などがあげられます。騒音計での測定値を騒音レベルといい、単位はデシベル（dB）で表します。左表に騒音の目安を載せています。発生源は、建設・道路工事、工場、自動車など多種多様です。

最近では、エアコンの室外機、換気扇など日常生活に係わる近隣騒音も多く、また、夜間ににおけるカラオケも問題となっています。

## 5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進

有害化学物質が適正に管理され、区民一人ひとりが、健康で安心して暮らせる生活環境を実現します。土壤汚染の健康被害への影響等について、事業者と区民が正しい知識に基づき、適切なリスクコミュニケーションを行います。

### <有害化学物質調査> 重点事業

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
39	ダイオキシン類の環境基準適合率	水質	%	100	25	100	100	100 *
		底質	%	90	25	90	100	100 *
40	大気中ベンゼン	沿道	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	25	1.8	3以下	0.95
		後背地	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	25	1.7	3以下	0.80

\*平成 26 年度は旧計画の管理指標

### ● ダイオキシン類調査

区内の河川 10 地点において、隔年で 5 地点ずつ年 1 回調査を実施しています。各々の地点の測定値が環境基準値（水質：1 pg-TEQ/L 以下、底質：150 pg-TEQ/g 以下）に適合することを目標としています。

\* 環境基準適合率 = ( 環境基準適合測定地点数 / 総測定地点数 (10 地点) ) × 100

### ● ベンゼン調査

ベンゼンを大気中に排出する主要な発生源は、ガソリンを燃料とする自動車です。

区内 3 地点において、道路近くの「沿道」及び道路から約 25m 離れた「後背地」の 2か所を調査地点とし、夏季・冬季の年 2 回調査を実施しています。調査地点における大気中のベンゼン濃度（平均値）が環境基準値 ( $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下となることを目標としています。

### <その他>

### ● 土壤汚染対策

東京都では、平成 13 年から「東京都環境確保条例」による土壤汚染対策が施行され、大規模な土地の改変者に対して、土壤汚染状況調査等の実施と汚染が確認された場合は対策を義務付けています。

本区においても、有害物質取扱事業者が工場・指定作業場を廃止または除却しようとするときは、本条例第 116 条に基づき、土壤調査の実施と報告を求めています。更に、土壤汚染が処理基準値を超えた場合は、汚染広散防止対策を実施するよう指導しています。

また、「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づき、敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満の建設計画を対象に、土壤汚染に係る事前協議を事業者に指導しています。

#### 江東区への届出件数(過去5年)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
都環境確保条例第 116 条	18 件	12 件	14 件	10 件	17 件
土壤汚染に係る事前協議	25 件	30 件	11 件	7 件	15 件

## 5-5 災害に強いまちづくりの推進

災害に強く、安全・安心なまちが形成されています。また、国や都などと連携し、災害発生時に迅速な対応が可能な体制が整っています。

### <雨水対策>

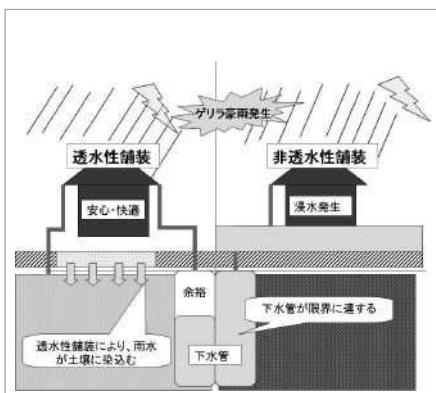
No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考)
			数値	年度		27年度	31年度	
①	透水性舗装面積	m <sup>2</sup>	37,480	25	44,550	—	—	40,801
②	区立施設における雨水利用の導入施設	施設	50	25	53	56	—	40,801
43	雨水流出抑制対策量	m <sup>3</sup>	10,877	25	9,710	—	—	12,870

#### ●透水性舗装道路の整備 重点事業

江東区は、隅田川、荒川に挟まれた低地に位置し、昔から水害に悩まされてきました。近年では市街化が進み、コンクリートやアスファルトに覆われた土地が多いため、集中豪雨による被害も心配されています。集中豪雨の雨水が短時間に下水道へ集中的に流れ込むと、処理しきれない雨水が道路上にあふれてしまします。

そこで、このような被害を軽減するため、道路や歩道への透水性舗装の整備と雨水浸透樹の設置により、道路上に降った雨を地下へ浸透させます。これによって、予測困難な集中豪雨による下水道への負担を低減し都市型水害を抑制するとともに、雨水を地下に浸透させることによる地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）を抑制する効果が期待できます。

透水性舗装がもたらす効果は、整備する面積が広いほど大きくなることから、今後、区内の主要道路の改修・整備に合わせて推進し、被害軽減に努めます。



透水性舗装の効果



透水性舗装工事の様子

#### ● 江東区雨水流出抑制対策の推進 重点事業

「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」に基づき、公共施設や民間施設の建設の際に、雨水流出抑制施設（浸透施設・貯留施設）の設置を促進しています。

## ⑥ 環境教育及びパートナーシップの推進

### 6-1 環境情報の交流・共有

環境に関するさまざまな情報を手軽に発信、入手でき、区民・事業者・区の連携により環境情報の集積・共有ができるまちを実現します。

#### ● 環境学習情報館「えこっくる江東」

「えこっくる江東」は、身近なごみ処理問題等から地球全体の環境問題まで、体感しながら学べる学習施設として、平成19年2月にオープンしました。

1階の常設展示室では、目で見て環境問題を感じられるパネル展示のほか、環境に配慮した商品がわかるエコライフゲームや江戸の暮らしを映したジオラマ等を通じて、楽しみながら環境問題を学べます。

また、週末には来館者の環境学習をサポートする区民ボランティア「エコサポーター」が案内役を務めています。2階の情報コーナーには、環境に関する書籍等を設置し、企画展示コーナーでは、さまざまなテーマの企画展を開催しています。そのほか、自然エネルギーを利用した発電設備、研修室やワークショップルームを備え、学校等の団体見学にも対応しています。

さらに、情報発信手段としてHPやフェイスブックでの広報、メールマガジンの配信を行っています。

#### 施設概要

**えこっくる江東**  
環境学習情報館



所在地：江東区潮見1-29-7  
電話：03(3644)7130  
入館料：無料

1階 常設展示室  
2階 企画展示コーナー、情報コーナー、ワークショップルーム、研修室  
その他 太陽光発電、風力発電、屋上緑化、ビオトープ 等





1階 常設展示室



2階 情報コーナー

## 6-2 環境教育・学習の推進

区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動できる環境教育・学習を推進します。

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
44	講座・イベント等の開催状況	開催回数	回	214	25	279	240	245
		参加者数	人	28,811	25	25,966	29,100	29,200
								23,769

### ●環境学習情報館運営事業 重点事業

区民の環境に配慮した取り組みを支援するため、環境学習講座や啓発イベントを実施します。環境学習情報館「えこっくる江東」の1階常設展示室等において、最新の環境に関する情報を伝えるため、展示内容やデータの更新を積極的に行います。

区民、事業者、区が環境情報の交流を図るため、環境フェア等交流の機会を積極的に提供します。

### ● 環境学習講座・啓発イベント

環境学習の情報発信の拠点として、環境保全の講座や展示等を実施し、区民が環境に配慮した取り組みができるよう支援しています。環境学習事業は、区職員や講師を依頼して実施しているもののほか、区内で環境保全活動を行っている団体や事業者に委託して実施しています。

区内で環境保全活動をする団体への委託内容

- ▶ 環境学習プログラムの開発
- ▶ 講座、ワークショップ、講演会等の企画運営
- ▶ 観察会、フィールドワーク等の企画運営
- ▶ 企画展示の企画運営

講師等依頼講座

- ▶ 自然と共生するハーブ園作り
- ▶ 望遠鏡工作と観望会
- ▶ 2歳児親子対象自然体験講座
- ▶ 材木ワークショップ

### ● 環境フェア

「江東区環境フェア」は、環境保全への関心と理解を深めてもらうことを目的に、平成20年より「えこっくる江東」で開催しています。

開催にあたっては、区民、企業、行政などの各主体が良好なパートナーシップのもとに実行委員会を組織し企画の段階から協働して作り上げています。さまざまな分野で環境保全を進めている企業や団体がブースを出展し、それぞれの環境保全活動の紹介や、体験型の環境学習プログラムを提供しています。

回 数	開催日	ブース数	来場者数
第1回	H20年 7月13日	37ブース	8,400人
第2回	H21年 6月7日	48ブース	13,038人
第3回	H22年 6月6日	51ブース	15,883人
第4回	H23年 6月5日	56ブース	22,223人
第5回	H24年 6月3日	56ブース	21,017人
第6回	H25年 6月2日	63ブース	21,127人
第7回	H26年 6月1日	55ブース	16,987人
第8回	H27年 6月7日	58ブース	17,854人
第9回	H28年 6月6日	53ブース	19,537人

No.	管理指標	単位	基準値		実績	目標値		(参考) 26年度
			数値	年度		27年度	31年度	
(45)	エコリーダー養成講座修了者数	人	292	25	334	410	510	311

## ● エコリーダー養成講座

持続可能な社会の実現のため、地域で積極的に環境保全活動を進められる人材の育成を目的に、平成13年度から実施しています。

また、講座終了後にはこれまでの修了者が、えこっくる江東の実施する講座の運営に携わる等、実際の行動につながっています。

平成27年度(第15期)は、「地域性豊かで持続可能なまちづくり」をテーマに10月24日～12月13日の期間に実施し、修了者は23人でした。

### エコリーダー養成講座(平成27年度)の実施内容

回数	タイトル・内容	講師
1	小綱代の森スタディツアー	柳瀬 博一氏(NPO法人小綱代野外活動調整会議副代表)
2	水都江戸から水都東京へ	久染 健夫氏(中川船番所資料館管理事務所次長)
3	地域コミュニティをつなぐ「生物多様性」	川庭 昌弘氏(株式会社博報堂 CSRグループ推進担当部長)
4	神社とコミュニティ ～神社がつなぐ人とまち～	内野 成浩氏(深川神明宮宮司・神明幼稚園園長) 荒野 真司氏(深川美術)
5	まちをデザインする	志村 秀明氏(芝浦工業大学工学部建築学科教授)
6	まちづくりは“じぶんごと”住民主体のコミュニティ デザイン	山崎 亮氏(株式会社 studio-L 代表)

## ● 江東エコキッズ事業

こどもたちが環境問題・環境保全の重要性を認識し、広い視野で行動できるようになるきっかけづくりとして、野外活動やワークショップ等の参加・体験型のプログラムを提供しています。

また、継続的な環境学習のサポートとして、3歳から中学生までを対象とした「江東エコキッズクラブ」を平成19年12月より運営しています。対象プログラムに参加するたびにポイントがたまり、認定証や記念品等の特典を受けられます。平成27年度末の「江東エコキッズクラブ」の登録者数は1,018人となりました。

### 「江東エコキッズクラブ」の登録状況(年度)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
40人	78人	220人	375人	490人	589人	711人	859人	1,018人

### 主なプログラムの紹介

プログラム名	内 容
くぼたまさとの つくってあそぼう工作教室	NHK E テレで放映されていた「つくってあそぼ」でおなじみのくぼたまささんが、直接教えてくれるリサイクル工作
佐々木洋の わくわく生きものたんけん隊	日本では数少ないプロのナチュラリストとして活躍する佐々木洋さんとえこっくる江東のビオトープや近隣の公園で親子一緒に自然観察をするプログラム

No.	管理指標	単位	基準値		実績		目標値		(参考) 26年度
			数値	年度	27年度	31年度	36年度		
⑩	カーボンマイナス こどもアクション	延べ参加人数	人	28,639	25	41,784	64,000	103,000	35,196
		総CO <sub>2</sub> 削減量	t	819	25	1,127	1,700	2,800	989

## ● カーボンマイナスこどもアクション事業 重点事業

環境月間である6月に江東区内全公立小学校の5・6年生に取り組んでもらう環境学習の一環です。児童は、家庭における「環境に配慮した行動」の実践結果を「記録シート」に保護者と一緒に記録し、その後CO<sub>2</sub>削減量に換算して自己評価してもらいます。

その後学校ごとのCO<sub>2</sub>削減量を集計し、取り組み結果が優秀であった学校を招いて表彰式・講演会を開催しています。

また、事業の趣旨に賛同する企業や団体が本事業をサポートしています。

本事業は平成20年度から本区が先駆けてスタートした独自事業ですが、取り組みが高く評価され、平成21年度から東京都においても「CO<sub>2</sub>削減アクション月間」として、都内の小中学校において実施されました（平成24年度終了）。

また、区内の小学校では本事業をESDに活用している事例もあります。

※ ESD:持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)



平成27年度 記録シート

### カーボンマイナスこどもアクションの実施状況

年度	対象者数	参加人数	参加率	CO <sub>2</sub> 総削減量	1人当たり削減量	講演会講師
H20	2,840人	2,095人	73.8%	52t	24.8 kg	毛利 衛 氏
H21	5,969人	4,113人	68.9%	89t	21.7 kg	石原 良純 氏
H22	6,316人	5,046人	79.9%	113t	22.4 kg	アグネス・チャン 氏
H23	6,421人	5,213人	81.2%	98t	18.7 kg	野口 健 氏
H24	6,569人	6,038人	91.9%	148t	24.6 kg	東京海洋大学 刑部 真弘教授 さかなげん客員准教授
H25	6,759人	6,134人	90.8%	319t	52.0 kg	東京海洋大学 さかなげん客員准教授
H26	6,887人	6,557人	95.2%	170t	25.9 kg	東京海洋大学 さかなげん客員准教授
H27	7,058人	6,588人	93.3%	138t	20.9 kg	東京海洋大学 さかなげん客員准教授
累計	41,784人	-		1,127t	-	-

\*平成20年度の対象は小学校5年生のみ

\*平成25年度は従来の「児童のみの取り組み」に「家族との取り組み」項目が追加されたため、一人当たりCO<sub>2</sub>削減量が多くなっている

平成27年度は、以下の10校をそれぞれ「最優秀賞」「優秀賞」「努力賞」として表彰しました。  
選定は、「記録シート」の回収率（参加率）及び1人当たりの削減量を基準に行ってています。

平成27年度 表彰校

最優秀賞		
東砂小学校		
	優秀賞	努力賞(学校順)
1位	豊洲西小学校	深川小学校
2位	辰巳小学校	毛利小学校
3位	扇橋小学校	第一鬼戸小学校
4位	第六砂町小学校	水神小学校
		南砂小学校



カーボンマイナスこどもアクション表彰式・講演会  
(平成27年11月9日:ティアラこうとう)

平成27年度の表彰式・講演会では、東京海洋大学の客員准教授のさかなクンを講師にお迎えし、「さかなクンのギョギョッとびっくり環境教室」と題して、表彰された10校の児童約1,000人を対象に講演していただきました。本事業の実施に際しては、オール62市區町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成を活用しました。

また、本事業は「区民・事業者及び区が連携して事業を推進する」という趣旨に則り、江東エコライフ協議会が事務局となり主催し、また平成27年度は「低炭素杯2016」に応募し、ファイナリスト賞を受賞しました。(P4 トピックス参照)

区内の多くの企業・団体の皆様からご協賛をいただいており、協賛金は事業運営に活用しています。

(平成27年度は28団体の皆様にご協賛いただきました。)

平成27年度 協賛企業・団体名一覧（敬称略・五十音順）

1 株式会社 IH	15 東京ガス株式会社 東部支店
2 朝西紙商事株式会社	16 東京木場製材協同組合
3 株式会社 アブアブ赤札堂	17 東京原木協同組合
4 有明興業株式会社	18 公益財団法人 東京都環境公社
5 江戸川木材工業株式会社	19 一般社団法人 東京都トラック協会城東支部
6 株式会社 木場リサイクル	20 株式会社 日本協力
7 株式会社 京葉管理工業	21 日本自然エネルギー株式会社
8 株式会社 鴻池組東京本店	22 株式会社 日本サービスセンター
9 有限会社 城東ビルサービス	23 株式会社 ビッグウィル
10 新木場振興株式会社	24 株式会社 フジクラ
11 株式会社 相互	25 丸八倉庫株式会社
12 株式会社 総合安心サービス	26 山三株式会社
13 株式会社 ティーシーエス	27 株式会社 若洲
14 株式会社 トーカン	28 社名非公表1社

※五十音順

## ● こどもエコクラブ

環境保全に取り組むクラブ活動に対して、情報提供や他クラブとの交流促進等の支援を行います。

平成7年度から環境省が始め、平成23年度からは事業設立以来、全国事務局を務めてきた公益財団法人日本環境協会が主催しています。

本区では、平成12年度から地方事務局となり、こどもエコクラブを支援しています。

平成27年度の江東区の登録団体は、5団体です。(メンバー数合計346人、サポートー数合計80人)



こどもエコクラブ  
キャラクター  
「エコまる」

## 6-3 環境保全活動の推進

全ての区民が江東区に愛着を持ち、積極的に自分たちの住むまちの環境を守っています。

### ● 江東エコライフ協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項に規定する「地球温暖化対策地域協議会」に対応する会議体として、平成22年7月に設置されました。

本協議会は、区民・事業者・区が協働で環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行するとともに、江東区エコポイント制度事業、カーボンマイナス子どもアクション等、区のさまざま環境施策について協議を行っています。

江東エコライフ協議会委員名簿（平成28年3月31日現在）

◎：会長 ○：副会長

区分	氏名(敬称略・順不同)	役職等
住民代表 (5名)	増子 良男	区民委員(江東区立小学校PTA連合会相談役)
	岩間 由紀美	区民委員(江東区立中学校PTA連合会副会長)
	老沼 秀子	区民委員(江東区消費者団体連絡協議会代表)
	大石 美奈子	区民委員(公募)
	有田 仁	区民委員(公募)
事業者代表 (12名)	○市川 英治	東京商工会議所江東支局副会長
	塙田 孝夫	東京都江東産業連盟事務理事
	石井 正彦	江東区商店街連合会副会長
	齊藤 正雄	一般社団法人東京都トラック協会深川支部長
	鈴木 健之	一般社団法人東京都トラック協会城東支部長
	野田 哲成	株式会社中央自動車学校代表取締役社長
	小林 明子	東京電力株式会社江東支社企画総括グループ課長
	根岸 俊充	東京ガス株式会社東部支社広報担当課長
	千明 和彦	株式会社LIXIL住宅研究所
	長島 洋子	日本ヒューレット・パッカード株式会社環境推進部担当部長
	赤石 和義	公益財団法人木材・合材博物館チーフプロデューサー
	浜崎 浩志	学校法人武蔵野大学企画・広報課長
関係団体 (3名)	◎長谷川 猛	江東区環境審議会副会長
	小島 正禎	東京都地球温暖化防止活動推進センター長
	大内 賢司	江東区文化コミュニティ財團文化センター管理事務所次長

「江東エコライフ協議会」の実施状況(平成27年度)

回数	日時	主な議題
第1回	平成27年5月26日(火)	(1) 平成27年度の江東エコライフ協議会について (2) 環境基本計画の概要について (3) 「江東区エコポイント制度」の検証について
第2回	平成27年7月9日(木)	(1) 「江東区エコポイント制度」の検証と今後の方向性について (2) 第8回環境フェアの報告について (3) クールネット東京からの情報提供 (中小事業者と家庭向け温暖化対策事業について)
第3回	平成27年11月17日(火)	(1) 日本ヒューレット・パッカード社様・環境配慮型オフィス見学 (2) 「江東区エコポイント制度」の検証結果について (3) カーボンマイナス子どもアクション事業結果について
第4回	平成28年2月10日(木)	(1) 平成28年度環境関連施策新規・レベルアップ事業について (2) 江東エコライフ協議会の平成28年度予算について (3) カーボンマイナス子どもアクション協賛金収支報告 (4) 「低炭素杯2016」について (5) 江東エコライフ協議会設置要綱の改正について

## 第5章 その他

環境基本計画にて目標管理をしている「6つの柱」以外の事項について、平成27年度の実績をご報告します。

### 1 江東区みどり・温暖化対策基金

#### ● 基金設置の背景

江東区は、「新江東清掃工場」や「有明清掃工場」のほか、区の地先に「最終処分場」を抱え、長年ごみ公害に苦しんできました。このため、区内で発生したごみは、区内で処理すべきという「自区内処理」や、ごみ処理の負担は23区が平等に担うべきという「迷惑負担公平」の2大原則を各区に求めてきました。

その結果、平成20年3月に23区の特別区長会で、ごみ処理の負担を公平にする新たな仕組みが決定し、負担の公平化の方策として「清掃工場のごみ処理の平準化に向けて、一定の平準化が図られるまでの間、金銭による調整措置を導入することとなり、他区のごみを受け入れている江東区は、ごみ量に応じた負担金を受け取ることとなりました。

江東区ではこの負担金の使途について、「江東区みどり・温暖化対策基金」を設置し、緑化や温暖化対策など環境政策を一層進展させ区内に還元することとしました。



「みどり・温暖化対策基金」活用のイメージ

#### ● 基金の運用状況

平成27年度は、緑化事業に3,300万円、温暖化対策事業に4,000万円、合計7,300万円を基金より充当し、活用しました。

基金の活用状況（平成27年度実績）

	活用事業名	充当額
緑化事業	▶ CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 ▶ CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業 ▶ 道路改修事業 ▶ 公園改修事業	3,300 万円
温暖化対策事業	▶ 地球温暖化防止設備導入助成事業 ▶ カーボンマイナスアクション事業 ▶ 環境学習情報館運営事業 ▶ 環境ニア事業 ▶ 江東ニコキッズ事業	4,000 万円
合計	9事業	7,300 万円

## 2 環境イベントへの参加

区では、環境に関連したイベントに積極的に参加し、環境情報や区の施策等をPRしています。

### ● エコプロダクツ 2015



毎年12月に東京ビッグサイトで開催されるエコプロダクツ展は、環境問題の解決に貢献することを目的に、産官学民が集まる国内最大級の環境展示会です。

江東区は、特別区協議会による「オール東京62市区町村共同事業」の一環として共同出展し、平成27年度は江東区に設置されたマイクロ水力発電設備をPRしました。

### ● 水彩フェスティバル



毎年9月に扇橋の水門橋で開催される水彩フェスティバルは、今年で16回目を迎えました。温暖化対策課では、芝浦工業大学の学生にご協力いただき、自転車での人力発電を行い、その電力によって鉄道模型を動かすイベントを行いました。

また、超小型モビリティの実物展示や、マイクロ水力発電と江東区ハニービー・プロジェクトのパネル展示も行いました。

### ● ららぽーとイベント



平成27年9月に『アーバンドックららぽーと豊洲』の1階センターインテラクティブスペースにおいて、三井不動産㈱、東京ガス㈱との共催により、『あそんで学ぼうeco工作ひろば』を開催しました。

江東区は、身近な木の実を使った親子工作体験教室『親子でつくるどんぐりクラフト』を実施し、多くの来場者でにぎわいました。

### Pick up

温暖化対策課 環境調整係



木のボールのプールが大人気

### 第33回江東区民まつり

温暖化対策課環境調整係では、毎年10月に行われる江東区民まつりに出展しています。ブースでは環境クイズに参加した方に、CO<sub>2</sub>吸収量の多い多肉植物（サボテン）を配布しました。また、木材利用推進の取り組みから、こどもたちも楽しく遊べる木育ひろばを設け、小さい子どもから年配の方まで幅広い年齢層の方々が訪れ、ブースは大変賑わいました。

### 3 公害に関する相談・苦情

公害に関する相談・苦情には、東京都環境確保条例等の基準を守るよう、工場等の発生源へ指導等を行っています。

平成27年度相談・苦情件数 発生源別 (図1)

	工 場 <sup>*1</sup>	指定作業場 <sup>*2</sup>	建設作業	… 般 <sup>*3</sup>	合 計 <sup>*4</sup>
件数	16	8	53	68	145

\*1 工場：東京都環境確保条例別表第1に掲げるもの(2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造を常時行う工場等)

\*2 指定作業場：東京都環境確保条例別表第2に掲げるもの(20台以上収容できる駐車場やガソリンスタンド等)

\*3 …般：工場・指定作業場・建設作業以外の飲食店や…般家庭等

平成27年度相談・苦情件数 現象別 (図2)

	大気汚染			水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合 計 <sup>*4</sup>
	ばい煙	粉じん	有害ガス								
件数	8	22	1	1	0	68	13	0	43	4	160

\*4 同一地で複数の現象が同時に発生する場合があり、発生源別の合計と現象別の合計は一致しない。

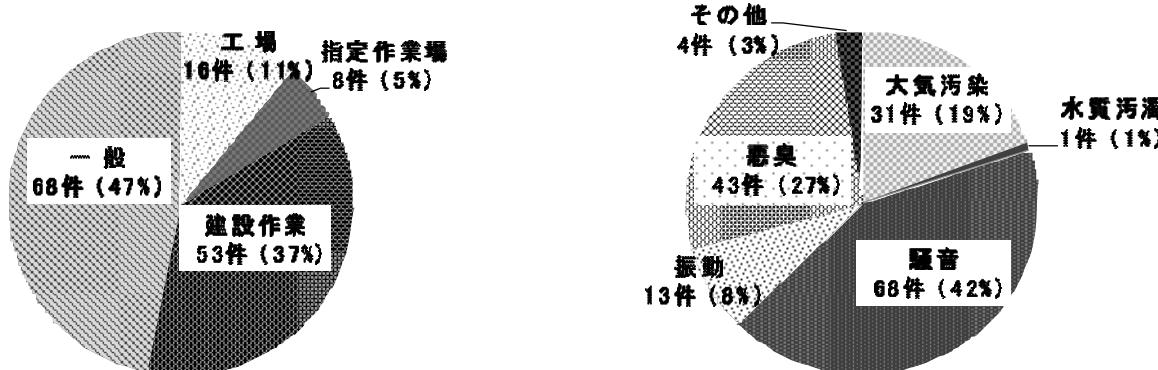


図1 平成27年度相談・苦情件数 発生源別

図2 平成27年度相談・苦情件数 現象別

## 4 工場・指定作業場に関する事務

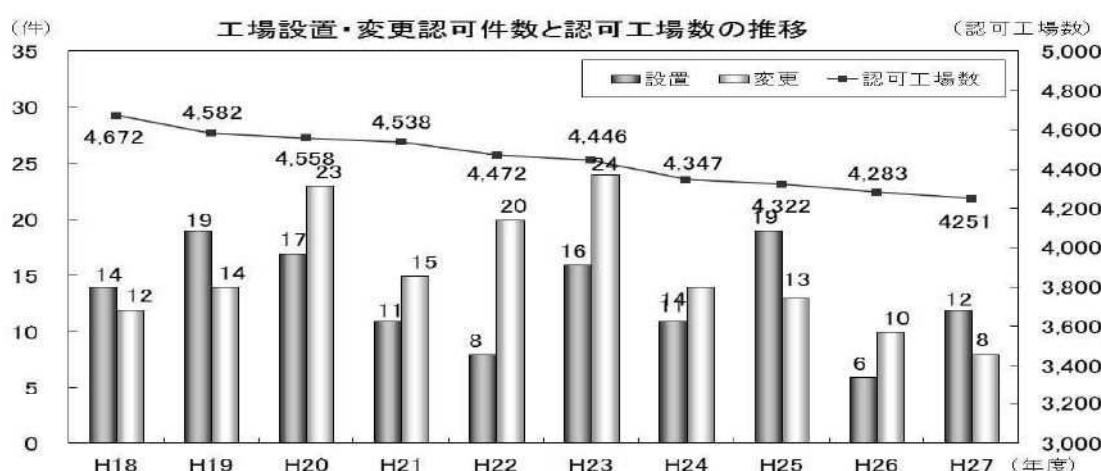
### ● 工場認可認定

東京都環境確保条例により、工場を設置または変更しようとする事業者は、あらかじめ区長の認可を受けるなければならず、建物及び施設の構造及び配置、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭防止の方法等必要事項を記入した認可申請書等を区へ提出しなければなりません。

区では申請書の受理後、内容を審査し、本条例に適合していると判断すれば認可します。そして、工事完成後、認可どおりに施工されているか、また、規制基準に適合しているかを、当該工場に立入検査で確認したうえで認定します。工場は、この認定を受けた後に操業することができます。

平成27年度は20件(設置12件、変更8件)の申請があり、平成28年3月末の認可工場数は4,251となりました。認可工場数は昭和54年度をピークに減少を続けており、直近10年間の推移は下図のとおりです。

また、ばい煙調査や燃料調査により定期的に立入検査を実施しています。苦情が寄せられると、工場に立入検査して騒音測定を行うなど状況を調査し、改善指導を行います。

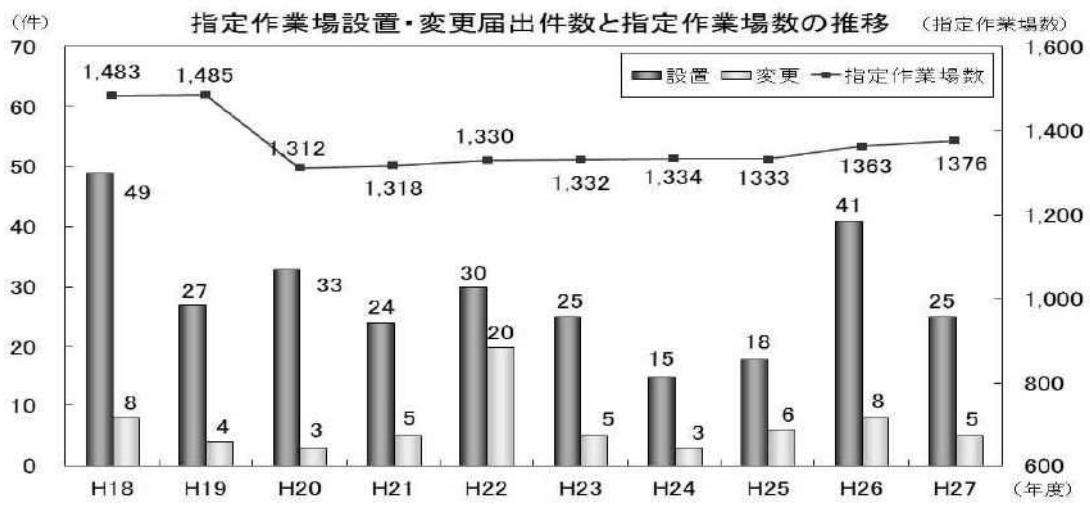


\* 平成25年度までは申請年度で、平成26年度からは認可年度で件数を計上しています。

### ● 指定作業場に関する事務

東京都環境確保条例では、指定作業場とは工場以外のもので特に公害を発生させるおそれがあり、規制する必要のある事業所で、20台以上収容できる駐車場やガソリンスタンド等になります。指定作業場の設置等は、事前に届出が必要であり、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭について規制基準を設定し、その遵守を工場と同様に義務付けています。

平成27年度は30件(設置25件、変更5件)の届出があり、平成28年3月末の指定作業場数は1,376となりました。直近10年間の指定作業場数の推移は次ページの図のとおりです。



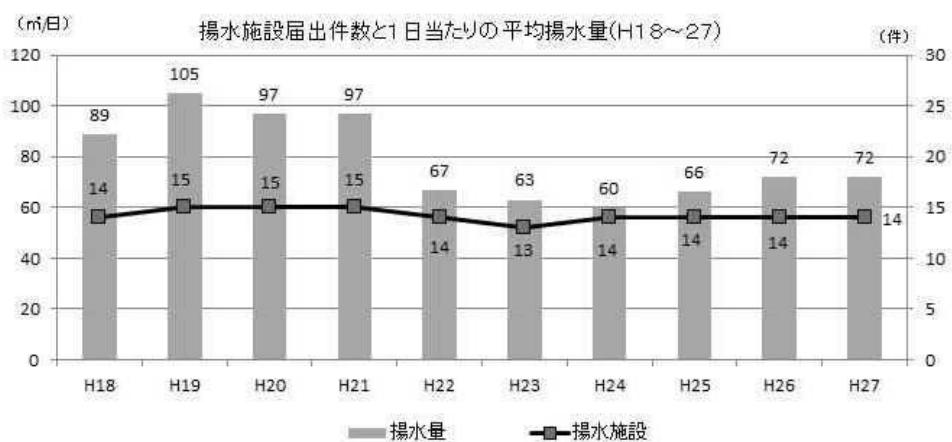
\* 平成 20 年度からは、1 事業所に複数の指定作業場が設置されても、1 指定作業場として計上しています。

## 5 地下水揚水に関する規制指導

区内では、地盤沈下を防止するため、「東京都環境確保条例」、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき地下水の汲み上げが規制されており、動力を用いて揚水する井戸の設置には区へ届出が必要です。平成 28 年 3 月の東京都環境確保条例施行規則の改正により、小出力ポンプ（出力 300 ワット以下の揚水機）が新たに規制対象になりました。設置届が必要な井戸については、下表のとおり揚水機の吐出口の断面積、井戸の深さなど規制があります。また、設置届出を行っている事業所などは、水量測定器を設置し揚水量を記録し、毎年 1 回、区へ報告する必要があります。

揚水施設の構造基準

適用範囲	吐出口の断面積	ストレーナーの位置	揚水機出力	揚水量上限
条例のみ	6cm <sup>2</sup> 以下のもの	制限なし	2.2kW 以下	平均 10 m <sup>3</sup> /日
				最大 20 m <sup>3</sup> /日
法律・条例共通	6cm <sup>2</sup> を超える 21cm <sup>2</sup> 以下のもの	550m 以深とすること	制限なし	制限なし
	21cm <sup>2</sup> を超えるもの		設置禁止	



## 6 区内における空間放射線量及び土壤中の放射能の測定結果

平成23年3月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受けて、区民の不安を解消し健康と安全を確保するため、平成23年度から、空間放射線量と土壤中の放射能の測定を実施しています。

### ● 区内における空間放射線量の測定

区内の保育園・幼稚園・小中学校・公園等において、職員が測定機器（シンチレーションサーバイメータ）により空間放射線量の測定を実施しています。

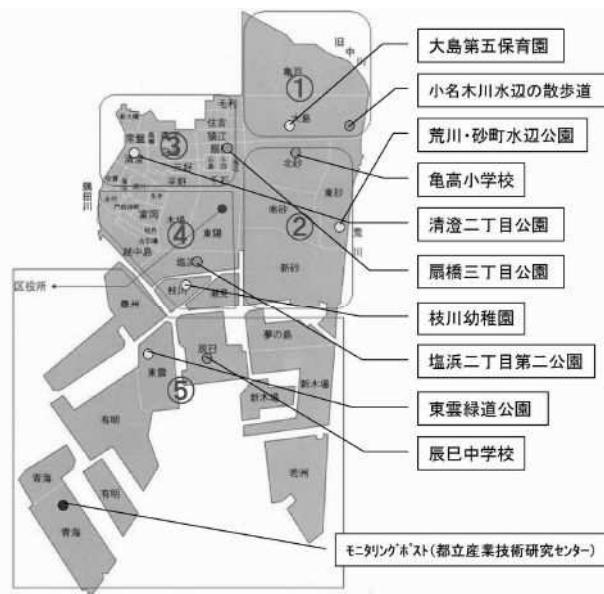
平成27年度は、区を5つのブロックに分け、各ブロック2施設ずつの計10施設（各施設3地点、計30地点）において、3か月に1回（年4回）、地表から1m、50cm、5cmの高さで測定しました。

いずれの施設でも、国の対応方針「地表から1m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所」に該当する地点はありませんでした。

平成27年度空間放射線量測定結果  
(各施設3地点、年4回平均値)

No.	施設名	平均線量当量 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )		
		地上 1m	地上 50 cm	地上 5cm
①	大島第五保育園	0.06	0.07	0.07
	小名木川水辺の散歩道	0.07	0.08	0.09
②	荒川・砂町水辺公園	0.07	0.08	0.08
	亀高等学校	0.07	0.07	0.09
③	清澄二丁目公園	0.06	0.06	0.07
	扇橋三丁目公園	0.07	0.07	0.09
④	枝川幼稚園	0.06	0.06	0.06
	塩浜二丁目第二公園	0.05	0.06	0.06
⑤	東雲緑道公園	0.06	0.07	0.07
	辰巳中学校	0.06	0.05	0.06
平均 値		0.06	0.07	0.07

測定地点図



空間放射線量測定結果

	測定 施設数	測定 地点数	測定 回数	平均線量当量( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )		
				地上1m	地上 50 cm	地上5cm
平成23年度 第1回 (6/24～7/27)	516	1,093	1	0.10	0.09	0.11
平成23年度 第2回 (11/14～1/23)	537	3,318	1	0.09	0.10	0.11
平成24年度 第1回 (5/23～7/26)	475	3,069	1	0.08	0.09	0.09
平成24年度 第2回 (11/16～2/7)	468	3,020	1	0.08	0.08	0.09
平成25年度 *1	10	30	6	0.07	0.08	0.09
平成26年度 *2	10	30	4	0.06	0.07	0.08

\* 1 平成25年度は各施設2か月に1回(年6回)測定

\* 2 平成26年度は各施設3か月に1回(年4回)測定

## ● 区内における土壤中の放射能の測定

区内の小中学校の校庭において、土壤中の放射能（放射性ヨウ素 131、セシウム 134 及びセシウム 137）の測定を実施しています。

平成 27 年度は、区を 5 つのブロックに分け、各ブロック 1 校の校庭で 1 回測定を実施しました。測定及び分析を近畿大学山崎研究室に委託しており、その結果、測定した全ての学校校庭において、生徒や周辺住民が健康影響を受けるレベルを十分に下回っていました。

平成 27 年度土壤中の放射能測定結果

No.	施設名	測定値 *1 (Bq/kg)	線量当量 *2 ( $\mu$ Sv/h)
①	亀戸中学校	186	0.033
②	第三砂町小学校	50	0.009
③	深川第六中学校	45	0.007
④	数矢小学校	22	0.003
⑤	深川第五中学校	46	0.008
	均 値	70	0.012

測定日：平成 27 年 11 月 28 日

\*1 放射性ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 の合計値

\*2 測定値から地上高さ 1m に換算した値

測定地点図



土壤中の放射能測定結果(平成 23 年度、平成 24 年度は平均値)

No.	施設名	平成 23 年度 *1		平成 24 年度 *2		平成 25 年度 測定日 11 月 16 日		平成 26 年度 測定日 12 月 6 日	
		測定値 (Bq/kg)	線量当量 ( $\mu$ Sv/h)	測定値 (Bq/kg)	線量当量 ( $\mu$ Sv/h)	測定値 (Bq/kg)	線量当量 ( $\mu$ Sv/h)	測定値 (Bq/kg)	線量当量 ( $\mu$ Sv/h)
①	第二亀戸小学校	230	0.052	138	0.029	55	0.011	—	—
	亀戸中学校	—	—	—	—	216	0.042	180	0.033
	浅間豎川小学校	346	0.077	172	0.036	—	—	—	—
	第五大島小学校	149	0.033	82	0.017	19	0.003	—	—
②	砂町小学校 *3	110	0.024	48	0.011	—	—	—	—
	北砂小学校 *3	—	—	108	0.022	87	0.018	7	0.001
	第七砂町小学校	193	0.044	48	0.010	10	0.002	—	—
	第二砂町中学校	316	0.070	158	0.033	—	—	—	—
	第三砂町小学校	—	—	—	—	23	0.004	—	—
③	扇橋小学校	49	0.011	11	0.002	—	—	—	—
	元加賀小学校	—	—	—	—	6	0.001	52	0.010
④	平久小学校 *3	92	0.021	63	0.013	—	—	—	—
	数矢小学校 *3	—	—	36	0.008	27	0.005	12	0.002
⑤	豊洲北小学校	30	0.007	13	0.003	8	0.002	30	0.006
	平均 値	168	0.038	84	0.018	50	0.010	56	0.010

\*1 平成 23 年度は 6 月から 2か月に 1 回(年 3 回)測定

\*2 平成 24 年度は 2か月に 1 回(年 6 回)測定

\*3 校庭改修のため、平成 24 年度の測定施設について、第 3 回以降砂町小を北砂小に、平久小を数矢小に変更

## 7 東京都環境影響評価制度（環境アセスメント）

環境影響評価とは、1969年（昭和44年）に米国で初めて制度化された環境保全の制度で、道路、鉄道、高層ビル建設などの大規模な開発事業により環境に重大な影響を及ぼす恐れのあるものについて、その影響を事前に調査・予測・評価し、環境保全の視点を開発事業へ反映させていく制度です。

東京都は昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を制定し、翌年から同制度を開始、平成26年度末までに合計310件の環境影響評価を実施しました。

また、平成14年に条例改正し、開発計画が固まる前段階で環境への影響を予測・評価し、計画の見直しを容易に行えるよう、計画段階環境影響評価制度を導入しました。（東京都の策定計画のみが対象）

### ● 予測・評価項目の選定

環境影響評価を行うにあたり、影響を与えるおそれのある項目を事前に選定し、項目ごとに予測・評価を行います。事業者は、その項目を選定した理由及び選定しなかった理由を具体的に示す必要があります。

予測・評価項目（17項目）

1 大気汚染	5 土壌汚染	9 生物・生態系	13 景観
2 悪臭	6 地盤	10 日影	14 史跡・文化財
3 騒音・振動	7 地形・地質	11 電波障害	15 自然との触れ合い活動の場
4 水質汚濁	8 水循環	12 風環境	16 廃棄物
			17 温室効果ガス

### ● 対象となる事業

同条例により、26の開発事業が対象となっています。

対象事業 (抜粋)	対象事業の要件 (事業段階環境影響評価)	個別計画の要件 (計画段階環境影響評価)
道路の新設 及び改築	新設する全ての高速自動車国道・自動車専用道路 その他の道路(4車線以上)の新設は1km以上 (※ 改築はいずれの道路も1km以上)	その他の道路(4車線以上)で 新設、改築ともに2km以上
ふ頭の新設	係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上	水深15m以上かつ長さ480m以上
住宅団地の新設	住宅戸数1,500戸以上	住宅戸数3,000戸以上
高層建築物の新築	高さ100m超かつ延べ面積10万m <sup>2</sup> 超(駐車場面積を含む) (※特定地域は高さ180m超かつ延べ面積15万m <sup>2</sup> 超)	
自動車駐車場の 設置及び変更	【設置】同時駐車能力1,000台以上(住宅居住者用を除く) 【増設】増加500台以上かつ増設後1,000台以上(同上)	
【その他の対象事業】	鉄道、飛行場、発電所(送電線路)、石油パイプライン(石油貯蔵所)、廃棄物処理施設、住宅団地、卸売市場などの設置または変更、埋め立て(干拓)、市街地再開発、新都市基盤整備事業など	

### ● 区長意見の提出

予測・評価を行った項目は、広く都民や関係自治体に意見を聞くよう条例で定められています。

江東区が関係自治体として都知事から意見を求められた場合には、江東区長は環境審議会に諮問し、審議会は専門委員会により専門的見地から内容を審議し、審議結果を江東区長へ答申します。その答申内容を基に区長意見として都知事に意見書を提出します。

区長意見提出数一覧

※法によるアセスメント数を除く

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
配慮書	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
調査計画書	2	1	1	1	2	0	1	2	0	1	0	1	2	1	15
評価書案	5	2	1	0	2	1	2	0	2	1	0	1	2	3	22

# 第6章 参考資料

## 1 用語解説

### あ行

#### アスベスト

石綿のこと。天然に産する唯一の繊維状鉱物で、耐熱性、耐磨耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れているため、建築材料や自動車のブレーキライニング、クラッチ板等に幅広く使用されていた。しかし、アスベスト繊維が肺の奥まで達すると様々な疾患の原因となること等が明らかになり、平成18年9月からは、アスベストを質量の0.1%を超えて含有する物の製造等が、代替の困難な一部の製品等を除き禁止された。既設箇所での撤去の際は特定のアスベスト除去工事について大気汚染防止法で事前の届出を義務付けている。更に、一定規模以上の工事については、東京都環境確保条例により飛散防止計画届の提出を義務付けている。

#### インゴット

一般的には、金等を製錬後に型に流し込んで固めたものをいう。プラスチックでは、リサイクルするために、発泡スチロール等の使用済みプラスチックを溶かして、立方形の型に流し込み、固めたものをいう。

#### 温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に熱が地球の外に出て行くのを防ぐ働きのある大気中のガス。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等6種類のガスを削減対象としている。温室効果ガス排出量はCO<sub>2</sub>換算により算出。

### か行

#### 化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物・無機物を化学的に分解する際に必要とされる酸素量のこと。水質指標の一つ。水質汚濁防止法による工場・事業所からの排水基準や海域・湖沼の環境基準に用いられる。COD値が高いと水質が悪い。

#### カレット

破碎された状態のガラスをいう。びん原料の約90%がカレットである。

#### 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が大気、水、土壤、騒音等において定めている。

#### 京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議において採択された議定書。先進国の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国毎に決定されるとともに、国際的に協調して目標を達成すためのしくみ「京都メカニズム（排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム）」の導入が合意された。

#### 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）

自動車や工場から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線（紫外線）を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される大気中の酸化性物質のうち二酸化窒素を除いたものの総称。オゾンを主成分とし、アルデヒドやパーオキシアセチルナイトレート（PAN）等を含み光化学スモッグの原因となる。

#### 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。平成27年11月には、パリでCOP21が開催され、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択された。

### さ行

#### サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処分するのではなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

#### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）

再生可能エネルギー源（同制度の対象は太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのみ）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務付け、再生可能エネルギーの普及促進を図る制度。平成24年7月から開始された。

## **森林認証木材**

持続可能な管理を行っている森林を対象とした認証を受けた木材。世界自然保護基金（WWF）が中心となって設立した森林管理協議会（FSC）や、日本林業協会等が作る緑の循環認証会議（SGEC）等の認証がある。

## **使用済み小型家電**

家庭内で使用する家電のうち、不要となった「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の対象となる 28 種類。家電リサイクル法の対象となっている、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機以外のほぼ全ての家電が対象となっている。

## **スラグ**

燃やすごみ（可燃ごみ）の焼却灰等を高温(1,200°C以上)に加熱し、溶融・固化してできる物質。性状が砂に似ているため、アスファルト舗装や埋め戻し材等、土木・建設資材等として広く利用することができる。

## **生物化学的酸素要求量（BOD）**

微生物が水中の有機物を分解する際に、必要とする酸素量のこと。水質指標の 1 つ。排水基準や河川の環境基準に用いられる。BOD 値が大きいと水質が悪い。

## **生物指標**

限られた環境のみしか生息できず、環境の変化に敏感な、サワガニ、ゲンジボタル、タニシ、アメリカザリガニ等の生息状況を調べ、その地点の環境を推定すること。

## **た行**

### **ダイオキシン類**

ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーポB）を含めて定義する。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物、P C B 製品等が指摘されている。また、発がん性があるといわれている。

### **特定施設**

騒音規制法では「工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設」のことであり、振動規制法では「工場または事業場に設置されている施設のうち、著しい振動を発生する施設」のことである。大気汚染防止法では特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげている。

## **な行**

### **二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）**

無色・刺激性のある気体。俗に亜硫酸ガスという。硫黄酸化物の代表的なものである。主に重油、石炭等の燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。昭和 30 年代後半から 40 年代前半においては大気汚染の主要な原因物質であったが、燃料規制や総量規制等各種の防止対策によって改善された。

### **二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）**

物の燃焼により発生した一酸化炭素が大気中で酸化されて変化したもので、自動車の排出ガス等による大気汚染状況を示す項目として用いられる。

## **は行**

### **バイオマス（エネルギー）**

家畜排せつ物や生ごみ、木くず等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

### **ばい煙**

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）をいう。

### **ばいじん**

燃焼、加熱、及び化学反応等により発生する排ガス中に含まれる固体の粒子状物質。

### **浮遊粒子状物質（SPM）**

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル等）のうち粒径が 10 μm 以下のものをいう。

### **粉じん**

空気またはガス等に含まれている固体の粒子。大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

### **ペレット**

破碎したプラスチックを加熱して粒状にしたもので、プラスチック製品等の原料として使われる。

## ま行

### マテリアルリサイクル

廃棄物等を回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料や原料として利用すること。

## や行

### 有害廃棄物

産業廃棄物のうち、水質汚濁防止法等で定められた水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素とこれらの化合物、有機リン化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを基準値以上含む廃棄物。有害廃棄物に指定されているものの中には、水銀を含む乾電池や蛍光灯、体温計等のように家庭から排出されるものもあるが、産業廃棄物ではない限り特別の処理基準はない。

### 有害ガス

人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質(ばい煙を除くのこと)。東京都環境確保条例第2条第11号で定義され、別表第3でホルムアルデヒド、塩化水素等具体的な物質名が掲げられている。

### 容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。容器包装廃棄物について、消費者による「分別排出」、市町村による「分別収集」、そして事業者による「リサイクル(再商品化)」という役割分担を規定し、廃棄物を適正に処理し、資源を有效地に利用することを目的とした法律である。

### 要請限度

自動車騒音または道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装の改善、改修の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規程による措置をとるべきことを要請する際の基準をいう。

### 溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素の量で、水質指標の1つ。河川や海域ともその水域類型に応じた基準がある。数値が低いと、水質が悪く、生物が住みにくい。

## ら行

### リサイクル

資源として再生利用すること。

### リターナルびん

一升瓶やピール瓶等、中を洗浄して、繰り返し使えるびんのこと。

### リデュース

ごみを発生させないこと。(例:必要なものだけ購入する等)

### リフューズ

ごみになるものを断ること。(例:マイバックを持ち歩き、レジ袋を断る等)

### リペア

壊れたものを直して使用すること。

### リユース

繰り返し使うこと。

## アルファベット

### 5R: リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル

### CCS

Carbon dioxide Capture and Storageの略。工場や発電所などで発生するCO<sub>2</sub>を、大気に放出する前に回収し貯蔵する一連のプロセス

### CO<sub>2</sub>排出係数

活動量1単位当たりどれだけのCO<sub>2</sub>を排出しているかを示す数値。電気の場合、使用量1kWh当たりのCO<sub>2</sub>排出量を示す。

## 2 環境・公害関係年表

1885(明治 18)	区	・浅野セメント深川工場の降灰、問題化
1947(昭和 22)	区	・深川区・城東区を合併して江東区誕生
1949(昭和 24)	都	・東京都が全国初めての「工場公害防止条例」制定
1954(昭和 29)	都	・「騒音防止に関する条例」制定
1955(昭和 30)	都	・「ばい煙防止条例」制定（主としてビル暖房の煙害防止）
1958(昭和 33)	国	・「工場排水規制法・水質保全法」施行
1960(昭和 35)	都	・首都整備局に都市公害部設置
1962(昭和 37)	都	・東京にスモッグが連續発生し問題化
	国	・「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
	国	・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」施行
1965(昭和 40)	都 区	・夢の島ハエ騒動
1967(昭和 42)	国	・「公害対策基本法」制定
1968(昭和 43)	国	・「騒音規制法」「大気汚染防止法」制定
1970(昭和 45)	都	・「東京都公害防止条例」施行
	都	・光化学スモッグ被害初めて発生
	都	・初の光化学スモッグ注意報発令
1971(昭和 46)	区	・白河大気汚染測定室を第一庁舎に設け測定開始
	区	・亀戸大気汚染測定室を亀戸青年館に設け測定開始
	都 区	・東京都知事による「ごみ戦争」の宣言・東京都ごみ対策専門委員設置
	国	・「水質汚濁防止法」施行
	国	・「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」施行
1972(昭和 47)	区	・東陽大気汚染測定室を東陽出張所に設け測定開始
	区	・砂町大気汚染測定室を砂町出張所に設け測定開始
	区	・杉並区のごみ搬入の実力阻止（1回目）
	都 区	・都ごみ対策専門委が21項目のごみ問題の解決策を提言
	国	・「悪臭防止法」施行
1973(昭和 48)	区	・大島で地下鉄の建設工事中に地中から高濃度六価クロムを含む鉛さいを発見
	区	・江東区公害防止協議会を設置
	区	・杉並区のごみ搬入の実力阻止（2回目）
	都	・自動車排出ガス減少装置取り付け義務化
	国	・「環境週間」全国的に実施（6/5より1週間）
1974(昭和 49)	区	・「東京都江東清掃工場協定書」を都と締結
1975(昭和 50)	区	・豊洲大気汚染測定室を豊洲出張所に設け測定開始
	都 区	・江東区と江戸川区を中心に六価クロム鉛さいによる土壤汚染問題発生
	都 区	・東京湾岸自治体公害対策会議発足（湾岸27自治体参加）
1976(昭和 51)	区	・「東京都江東区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」制定
	国	・「振動規制法」施行
1978(昭和 53)	区	・隅田川水系浄化対策連絡協議会発足（水系9区参加）
1979(昭和 54)	都 区	・日本化学工業㈱と「六価クロム鉛さい土壤の処理等に関する協定」協定
1980(昭和 55)	都	・「エネルギーの使用的合理化等に関する法律（省エネ法）」施行
1982(昭和 57)	都	・「東京都環境影響評価条例」制定
1985(昭和 60)	区	・東京湾にかかる水質総量規制実施
1990(平成 2)	区	・窒素酸化物の総量規制実施
1991(平成 3)	区	・江東区内の放置自転車の撤去活動を開始
	国	・大気汚染防止対策の一つとして電気自動車を購入
	国	・東雲大気汚染測定室を東雲小学校に設け測定開始
1992(平成 4)	区	・「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
1993(平成 5)	国	・「生物多様性条約」採択
1994(平成 6)	区	・「環境基本法」制定
	都	・東京都と明治清掃工場操業協定書を都と締結
	国	・「東京都環境基本条例」制定
1995(平成 7)	区	・「第一次環境基本計画」閣議決定
1997(平成 9)	都	・「容器包装リサイクル法」公布
	都	・「環境基本計画」策定
	国	・区内河川に対し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定施行
	国	・「東京都環境基本計画」策定
	国	・「環境影響評価法」公布
	国	・地球温暖化防止会議（COP3）が京都で開催され、「京都議定書」採択

1998(平成 10)	区	・東京都新江東清掃工場操業協定書を都と締結
	都	・「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」を施行
	国	・「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」制定
1999(平成 11)	区	・「家電リサイクル法」制定
	区	・「江東区環境基本条例」施行
	国	・「江東区環境審議会」の設置
2000(平成 12)	区	・「P R T R 法」公布
	区	・「江東区庁内環境配慮推進計画」策定
	区	・都から区へ清掃事業の移管
	区	・有明清掃工場の操業に関する協定書を東京二十三区清掃一部事務組合と締結
	区	・新江東清掃工場の操業に関する協定書を東京二十三区清掃一部事務組合と締結
	国	・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
	国	・「環境基本法」改訂閣議決定
	国	・「第二次環境基本計画」閣議決定
2001(平成 13)	区	・「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定
	区	・区議会に「放置自転車対策特別委員会」を設置
	区	・ごみ出しサポート事業実施
	都	・「東京都公害防止条例」が「東京都環境確保条例」に全面改正
	国	・「食品リサイクル法」制定
	国	・「P C B 廃棄物処理特別措置法」制定
	国	・「土壤汚染対策法」制定
2002(平成 14)	区	・「環境基本計画」改定
2004(平成 16)	区	・「江東区環境行動計画」策定
2005(平成 17)	都 区	・日本環境安全事業㈱と「東京ボリ塩化ビフェニール廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」を締結
	国	・「京都議定書」発効
	国	・「環境配慮促進法」施行
2006(平成 18)	区	・「江東区庁内環境配慮推進計画」改定
	区	・白河測定期を廃止
	都	・「10 年後の東京」策定
	国	・「第三次環境基本計画」閣議決定
2007(平成 19)	区	・環境学習情報館（えこっくる江東）開設
	区	・バイオマス実証試験開始（～H22）
	区	・「江東区みどりと自然の基本計画」策定
	区	・砂町測定期を廃止
	都	・「東京都気候変動対策方針」策定
	国	・「環境配慮契約法」施行
2008(平成 20)	区	・東雲測定期を廃止し、一般環境大気測定期を亀戸・東陽・豊洲に整理統合
	区	・35 年ぶりにごみの分別方法を変更
	区	・「江東区みどり・温暖化対策基金」設置
	都	・地球温暖化対策の強化を図るため「東京都環境確保条例」を改正
	国	・「エネルギーの使用的の合理化に関する法律(省エネ法)」改正
	国	・「生物多様性基本法」施行
2009(平成 21)	区	・歩きたばこ・ポイ捨て全面禁止の条例施行
	都	・緑あふれる東京を実現するため「東京都自然保護条例」を改正
	国	・「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」の実施
2010(平成 22)	区	・「環境基本計画」「KOTO 低炭素プラン（江東区地球温暖化対策実行計画）」策定
	区	・リサイクル施設「エコミラ江東」開設
	区	・「江東エコライフ協議会」の設置
	都	・「チーム江東・環境配慮推進計画(第 2 次府内環境配慮推進計画)」策定
	都	・「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の開始
	国	・「地球温暖化対策報告書制度」創設
	国	・「土壤汚染対策法」改正
2011(平成 23)	区	・生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)愛知県名古屋市で開催
	区	・「豊洲グリーン・エコアイランド構想」策定
	区	・「江東区節電行動計画」策定
	都	・環境測定期事業（空間放射線量及び土壤放射能測定）開始
	都	・東京都電力対策緊急プログラムの策定
	国	・2020 年の東京策定
	国	・東日本大震災の発生
	国	・「生物多様性地域連携促進法」施行

2012(平成 24)	区 都	・「江東区エネルギー管理規定（管理標準）」策定 ・「江東区 CO2 ビジョン」策定 ・「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」策定 ・「第四次環境基本計画」閣議決定 ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」施行 ・「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定 ・「地球温暖化対策のための税」導入
2013(平成 25)	区 都	・「都市の低炭素化の促進に関する法律」施行 ・江東区エコポイント制度事業の試行実施（～H26） ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック」開催決定 ・地球温暖化対策推進本部 温室効果ガス削減目標設定 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行 ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「水銀に関する水俣条約」採択
2014(平成 26)	区 都	・「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」策定 ・「東京都長期ビジョン」策定 ・「エネルギーの使用的合理化等に関する法律（省エネ法）」施行 ・「エネルギー基本計画」閣議決定 ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第五次評価報告書統合評価報告書公表
2015(平成 27)	区 区 区 都	・「環境基本計画」改定 ・マイクロ水力発電設備設置 ・豊洲駅地下自転車駐車場の開設 ・「持続可能な資源利用に向けた取組方針」策定 ・「水銀による環境汚染の防止に関する法律」制定 ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」制定 ・「フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」施行 ・「長期エネルギー需給見通し」決定 ・国連総会「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 （「持続可能な開発目標」（SDGs）） ・気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）にて「パリ協定」を採択 ・「チーム江東・環境配慮推進計画（第 2 次府内環境配慮推進計画）」改定 （「江東区エネルギー管理規定（管理標準）」を統合） ・東京都環境基本計画改定 ・「水銀に関する水俣条約の締結」 ・電力の小売全面自由化が開始（4 月～）
2016(平成 28)	区 都	

### ＜本報告書について＞

報告対象	江東区内全域及び府内における「江東区環境基本計画」に基づく取り組み
対象期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
発行日	平成 28 年 9 月 1 日
発行部数（初版）	750 部
次回発行予定	平成 29 年 9 月
直近の発行日	平成 27 年 10 月 30 日
参考にした指針	環境報告ガイドライン（2012 版）
作成者	江東区環境清掃部温暖化対策課

## 江東区環境学習情報館キャラクター

えこっくる江東のたすけくんには妹とお友達がいることをご存知でしょうか。  
そして、たすけくんとその仲間たちは、それぞれ性格が異なり、趣味や得意科目もあるのです。今回はそんなたすけくんと仲間たちのあまり知られていない一面をご紹介します。



たすけくん（ギンヤンマ）

性格：しっかりもの、趣味：お祭り、得意科目：国語・社会



すみれさん（妹、ギンヤンマ）

性格：おしゃま、趣味：ファッション

得意科目：家庭科・音楽



あられさん（妹、ギンヤンマ）

性格：おでんば、趣味：スポーツ

得意科目：体育・図工



ケロぞうくん（友人、ニホンアカガエル）

性格：こだわり屋、趣味：昆虫採集

得意科目：理科・算数



げったくん（友人、ヤマトオサガニ）

性格：はにかみ屋、趣味：かくれんぼ

得意科目：外国語・地図

ぜひ仲間たちの名前と特徴を覚えて、えこっくる江東のいろいろなどころに隠れている仲間たちを探してみてください。

F S C  
マーク

国際的な森林保全活動を推進する Forest Stewardship Council®（森林管理協議会）により認証された森林からの原材料及び管理された原料を含む「FSC認証紙」を使用しています。

森林管理から加工・流通まで、製品に関わる全ての過程において認証を取得しています。



森林管理の認証  
(FM認証: Forest Management)



加工・流通過程の管理認証  
(COC認証: Chain of Custody)



ベジタブルインキ  
マーク

石油系溶剤の代わりに、植物由来の油を原料としたベジタブルインキを使用しています。紙との分離が容易なためリサイクルしやすく、土中での生分解性にも優れています。

江東区の環境白書  
江東区環境基本計画 平成 27 年度実績報告  
平成 28 年 9 月発行

編集発行 江東区環境清掃部温暖化対策課  
東京都江東区東陽4-11-28  
電話 3647-9111 (大代表)  
印刷所 タナカ印刷株式会社

IB 750